

琉球新報廣告掲載基準

2007年11月



《琉球新報広告掲載基準》

◎制定の趣旨

言論表現の自由を守り、広告の信用を高めるために広告に関する規制は、法規制や行政介入をさけ、広告関係者の協力、合意にもとづき、自主的に行うことが望ましい。

本来、広告内容に関する責任は一切広告主にある。しかしその掲載にあたって琉球新報社は新聞広告の及ぼす社会的影響力の大きさを考え、不正な広告を排除し、その適正化をはかることによって、地域産業の発展と文化の向上に寄与し、読者の利益を守り、新聞広告の信用を維持・高揚するために琉球新報広告掲載基準を定めています。

◎琉球新報広告倫理綱領

1. 広告は、真実を伝え、責任の負えるものでなければならない。
2. 広告は、関係諸法規に反するものであってはならない。
3. 広告は、他を誹謗中傷したり、名誉を傷つけ、社会道義、良風美俗を害するものであってはならない。
4. 広告は、紙面の品位を損なうものであってはならない。
5. 広告は、虚偽、誇大な表現により、読者の利益に反するものであってはならない。

◎ 広告の責任の所在

琉球新報に掲載される広告は、広告主の責任において行われるもので、その一切の責任は広告主が負うものとします。

◎ 広告の掲載権

琉球新報に申し込まれた広告についての掲載可否の決定は琉球新報社が決定します。琉球新報社は掲載可否の理由を明示する義務を負いません。

目 次

1. 広告全般規定	4
2. 公正取引に関する広告	4
3. 価格表示に関する広告	5
4. 景品類の提供に関する広告	6
5. 割賦販売に関する広告	9
6. 通信販売に関する広告	10
7. 貸金業に関する広告	11
8. 証券、投資等に関する広告	12
9. 人事に関する広告	13
10. 解雇広告	18
11. 尋ね人広告	18
12. 会員募集、代理店募集に関する広告	18
13. 内職・副業に関する広告	19
14. 教育に関する広告	19
15. 不動産に関する広告	20
16. 医療に関する広告	37
17. 医薬品、化粧品等に関する広告	42
18. 健康食品、美容食品等に関する広告	45
19. エステティックに関する広告	48
20. 展示販売に関する広告	49
21. 旅行に関する広告	49
22. 意見、謝罪、係争、告知等に関する広告	50
23. 宗教等に関する広告	51
24. 選挙等に関する広告	52
25. 無形財産に関する広告	58
26. アマチュア規定に関する広告	59
27. 出版に関する広告	59
28. 寄付金募集に関する広告	60
29. 個人情報保護	60
30. 紙面体裁、用字、用語	60
31. その他の広告	61
32. 広告審査関連問い合わせ先一覧	63

1. 広告全般規定

次の各項に該当する広告は掲載できません。

- A) 責任の所在が不明確なもの。
- B) 架空の名称を用いたり、他人の名義、写真、談話、商標、著作物、シンボルマーク、特許権などを無断で借用したもの。
- C) 投機、射幸心を著しくあおるおそれがあるもの。
- D) 青少年の健全な育成を妨げるおそれのあるもの。
- E) 目的や内容が不明確なもの。
- F) 虚偽、または誤認を与えるおそれがあるもの。
- G) 関係諸法規に違反、または違反のおそれがあるもの。
- H) 名誉棄損、業務妨害となるおそれがあるもの。
- I) 社会秩序を乱すおそれがあるもの。
- J) 人種、民族、身分、地位、地域、職業、性別、病気、障害などで差別したり、プライバシーの侵害、セクハラなど人権を侵害するおそれのあるもの。
- K) 詐欺的なもの、または不良商法とみなされるもの。
- L) 非科学的、又は迷信に類似するもので読者に不安を与えたり、迷わせるおそれがあるもの。
- M) 裁判中、係争中または将来係争に発展する可能性があり、争点そのものに関連すると本社が判断するもの。
- N) 紙面の品位を損なうおそれがあるもの。
- O) 琉球新報の記事を無断で引用、転載したり、記事を訂正または否定するもの。
- P) その他、本社が妥当でないと認めたもの。

2. 公正取引に関する広告

- A) 最高、最大級の表現や、断定的な表現は、明確な根拠なしに使用できません。これらを表示する場合は公正・客観的な具体的事実に基づいた裏づけが必要です。事実を証明する資料を提出していただく場合や、広告中に資料の出典、資料の作成時期、調査機関名などを表示していただく場合があります。

【例】 日本一、世界一、最高、最大、最小、絶対、完璧、100%、永久、当社だけ超安値、確実に儲かる、必ずやせる、その他同様の意味を持つもの。

- B) 他と比較して自己の商品やサービスの優位性を協調する場合は、客観的根拠に基づかなければいけません。また他社を誹謗し、中傷してはなりません。
- C) 許可、認可、特許権などの呼称を用いる場合は、許可番号などの根拠を明示しなければなりません。

- D) 保証やアフターサービスの表示をする場合は、原則としてその対象、内容、条件、期間などを具体的に明示しなければなりません。
- E) 事実、実態を曲げて広告し、消費者に誤認させることによって効果をあげようとしたり、本来の目的を隠し、まったく別の形式をとった広告は掲載できません。
(関連法規: 不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法、商法ほか)

3. 価格表示に関する広告

A) 不当表示

公正な競争を保持し、一般消費者の利益を守るため、事実と違うまたは誤認を与えるなどの不当な表示は法令によって禁止されています。不当表示の種類は以下のようなものがあります。

① 優良誤認

事実と反して、実際の商品やサービスなどについて著しく他社より良いと思わせる表現。

【例】 ・果汁80%のジュースにもかかわらず100%と表示。

・「当社だけの技術」と表示しているが、実際は他社も使用。

② 有利誤認

実際は違うにもかかわらず、他の商品やサービスよりも著しく得だと思わせる表現。

【例】 ・比較対照価格を実際より高く表示し、それによって実売価格を安く見せる不当な表示。

・〇〇個限定と表示していたが、実際はそれ以上販売していた。

- B) 二重価格表示は、「市価」(その地域の大部分の小売店で販売されている価格)、「希望小売価格」(メーカー、総代理店が付けている小売価格)、「自店旧価格」(当店平常価格)のうち、いずれかの比較対照価格を明確に表示しなければなりません。割引率や割引額を表示する場合にも同様です。
- C) 中古品、汚れもの、キズもの、はんぱもの、旧型、旧式などの商品を格安の値段で表示する、または二重価格を表示する場合は、必ずそれらが中古品等であることを明示しなければなりません。
- D) 広告中に示されている安売り商品が、他の品物を売るための「おとり」とみなされるようなものは掲載できません。
- E) 「出血価格」「工場渡し価格」「倉庫渡し価格」「超廉売」「卸し値」「元値割れ」「閉店セール」「二度とない」など、安いという印象を与える用語は、事実と反して使用することはできません。

F) 消費税

商品などの価格を表示は、消費税を含めた総額の表示が義務付けられています。

- 【例】 1.105 円
2.105 円 (税込み)
3.105 円 (本体価格 100 円)
4.105 円 (うち税 5 円)
5.105 円 (本体価格 100 円、税 5 円)
6.100 円 (税込み 105 円)

(関連法規: 不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法 2 条 13 項、景表法 4 条、公正取引委員会告示第 13 号、消費税法 63 条 2 項ほか)

4. 景品類の提供に関する広告

賞品、景品などを提供する懸賞広告は「オープン懸賞」と「取引付随」の二種類があり、法律に基づきそれぞれ制限が定められています。

A) オープン懸賞広告

広告主が広く一般消費者に抽選やクイズなどへの応募を呼びかけ、当選者に賞金や賞品を提供するもので最高額は一人あたり、1000 万円までです。(その業界で公正競争規約がある場合は、規約で定められた額)ただし、高度の知識や技能などを必要とする論文、小説、図案などの精神的労作で、内容の優劣判定が社会的に信用ある機関で行われるものは規制の対象外ですので、最高額は1000万円を超えてもかまいません。

B) 取引付随の懸賞広告

広告主が商品やサービスを購入した人などに、賞品や景品を提供する取引付随の懸賞には、懸賞をしたうえで景品を提供する「一般懸賞」、懸賞をしないで景品を提供する「ベタ付」、商店会など商店や企業が共同して行う「共同懸賞」の三種類があり、提供できる景品類の最高額や総額がそれぞれ決められています。

【景品類の最高額】

種類	取引価額	景品の最高額	景品総額の最高額
一般懸賞	5000 円未満	取引価額の 20 倍	売上予定額の 2%
	5000 円以上	10 万円	
共同懸賞	—	30 万円	売上予定額の 3%
総付景品 (ベタ付景品)	1000 円未満	100 円	—
	1000 円以上	取引価額の 1/10	
オープン懸賞	—	1000 万円	—

- ① 一般懸賞
取引商品の価格が 5000 円未満は最高額が取引価格の 20 倍まで。5000 円以上は 10 万円以内。総額は予定取引額の 2% 以内。
- ② 共同懸賞
最高額は 30 万円まで。総額は取引予定額の 3% 以内。
- ③ ベタ付
取引商品の価格が 1000 円未満は 100 円、1000 円以上は取引価格の 10%。
総額は制限なし。

C) 懸賞広告について

- ① 応募用紙による場合は、官製はがきと私製はがき又はFAX等の併用が可能でも「取引付随」になります。
- ② 商品の購入に関係なく、応募が店舗への入店者に限られている場合は「取引付随」になります。
- ③ 広告に出題されているクイズが、商品を買ったり、店に行くと答えがわかったり、わかりやすくなるような場合は「取引不随」になります。
- ④ 広告に回答や応募の方法などの応募条件が全部表示されていない場合(例:「詳しくは店頭で」など)は「取引不随」になります。
- ⑤ 新製品発表会や展示会の来場者に、抽選で賞品を提供するのは「オープン」になります。ただし会場が店舗だったり、会場での商品の販売や購入の勧誘、契約手続きなどを行っている場合「取引付随」となります。
- ⑥ 当選発表を店頭で行うこと(ただし旅行業は除く)、景品の引渡しを店舗で行うことは「取引付随」になりません。
- ⑦ 開店披露、創業記念の際などに提供されるもの、あるいは見本やその他宣伝用のもので、正常な商慣習からみて適当と認められる場合は除外されます。

D) 景品類について

- ① 景品類の価格の算定は、通常購入する価格、つまり一般の小売価格で算定します。特別に大量・安価で仕入れた特別価格は基準となりません。
- ② 商品購入を条件とせず、店舗入店者に景品類を提供するときには、その店舗で販売されている全商品のうち最低のものが取引額となります。もし最低のもの取引が著しく少ないときは、通常行われる取引の最低のものが基準となります。
- ③ 同じ企画で数回景品を獲得できる場合は、それらを合算した額が制限額を超えてはいけません。
- ④ 宝くじを景品とする場合は、賞金金額ではなく購入価格、保険は保険料、海外旅行は政府の認可料金ではなく、一般に販売されている価格が基準となります。
- ⑤ 医薬品は法令により景品とすることを禁じられています。

- ⑥ 性に関係あるものなど、公序良俗に反する恐れのあるものを景品にすることはできません。
- E) 新聞における公正競争規約について
招待券、整理券、優待券、金券、応募用紙を表示する広告は掲載できません。しかし試供品、カタログ、資料等の請求券は掲載できます。
- F) クーポン広告
クーポン広告には「割引券付き広告」と「見本請求券付き広告」の二種類があります。
- ① 割引券の必要表示事項
- a) 広告主名または割引券が使用できる店舗名および所在地。
 - b) 割引券が使用できる対象商品またはサービスの内容。
 - c) 割引の対象となる商品、サービスの額及び取引の額または割引率。
 - d) 対象商品、サービスの数量、重量、形状など。
 - e) 割引券の使用有効期限。資料請求券は官製ハガキの大きさまで認められています。
* クーポン広告は、それを手にした人が公平に利益を受けられるのが原則です。「抽選応募権」「先着〇〇名様限り」の表示はできません。
(関連法規:クーポン付き広告に関する規則、細則)
 - f) 新聞における「割引券」は同時に2枚以上は掲載できません。しかし内容が少しでも異なっていれば別の「割引券」とみなし、同時に何枚でも掲載できます。
- ② 見本等請求券の必要表示事項
「見本請求券」とは「試供品請求券」「役務の無料請求券」「商品引換券」「粗品請求券」「見本請求券」などです。無料提供の条件によって、取引に付随するものとしないうちに分かります。
- a) 取引に付随しない場合は額に規制や制限はありません。
 - b) 取引に付随する場合は「総付け景品」と同じ扱いになりますので、その最高額は総付け景品告示の範囲内です。
 - c) 掲載に当たっては次の事項を表示してください。
 - ・ 広告主名または見本等請求券が使用できる店舗名と所在地。
 - ・ 見本請求券が使用できる対象商品もしくはサービスの内容。
 - ・ 見本請求券の使用有効期限。

5. 割賦販売に関する広告

- A) 月賦とかクレジットによる「割賦販売」の広告は、法令によって表示すべき事項が定められています。販売条件についてふれる場合は、次の条件を表示してください。
- ① 社名、所在地、商品名
 - ② 支払い期間および支払い回数
 - ③ 頭金(初回金)または申込金の額
 - ④ 割賦手数料(現金販売価格と割賦販売価格の差)が 2500 円以上になる場合は、その実質年率(前払い式は不要)
 - ⑤ 前払い式の場合は商品の引き渡し時期
 - ⑥ 解約についての条件
(単にクレジット販売を扱う旨のみの広告であれば、上記の表示は必要ありません)
- B) 前払い式割賦販売の広告は、経済産業大臣の許可を得た業者でなければ掲載できません。
- C) “〇〇友の会”とか“冠婚葬祭互助会”など「前払い式特定取引」の広告は、経済産業大臣の許可を得た業者でなければ掲載できません。広告で販売条件についてふれる場合は次の条件を表示してください。
- ① 社名、所在地(社名は株式会社など必ずフルネームで表示すること)
 - ② 提供する役務(サービス)の内容または商品名
 - ③ 薬務の提供や商品の引渡しを行うものの名称
 - ④ 薬務の提供または商品の引き渡し時期
 - ⑤ 支払い金額と支払い回数
 - ⑥ 解約についての条件
 - ⑦ 経済産業大臣が指定した前受け金保証期間名
- D) 「ローン提携販売」の広告で、販売条件についてふれる場合は、次の条件を表示してください。
- ① 社名、所在地、商品名
 - ② 現金販売価格および購入者の支払い総額
 - ③ 借入金の返還(利息の支払いを含む)の期間および回数
 - ④ 頭金(初回金)の額
 - ⑤ 借入金の利息など融資手数料の実質年率
 - ⑥ 解約についての条件
- E) 信販会社や専門店会などが、クレジットカードやチケットを発行して行う「総合割賦購入斡旋」の広告で、販売条件についてふれる場合は次の条件を表示してください。
- ① 社名、所在地

- ② 購入限度がある場合はその金額
 - ③ 広告上、個々の商品についてふれる場合は、その現金販売価格と支払い総額
 - ④ 代金の支払い期間および支払い回数
 - ⑤ 諸手数料の実質年率
 - ⑥ 支払い総額の具体的算定例
 - ⑦ その他の特約がある場合はその条件または内容(保証人資格、担保など)
- F) 手数料(利息などの)利率の表示は実質年率しか認められておりません。アド・オン表示は一切私用できません。
- G) 割賦販売広告の必要表示事項は、法令により8ポイント(12級)以上の文字を使用しなければなりません。また標準用語の使用が義務付けられています。
(関連法規: 割賦販売法、同施行令、同施行規則)

6. 通信販売に関する広告

- A) 通信販売の広告は、法令によって必ず表示すべき事項が義務付けられています。次の条件を表示してください。
- ① 販売業者の指名または名称と所在地
 - ② 販売価格(および送料)
 - ③ 代金支払い方法とその時期
 - ④ 商品の引き渡し時期(期間または期限を記入する)
 - ⑤ 商品を引き渡した後の返品についての特約に関する事項(特約がない場合は「返品できません」などと表示しなければなりません)
 - ⑥ 申し込み期限があればその期限
 - ⑦ 商品の販売数の制限など特別の販売条件があればその内容
 - ⑧ 商品に隠れた瑕疵(かし)があるときの販売業者の責任についての定めがあるときはその内容。
 - ⑨ 販売価格以外に買い手が負担しなければならない金銭があるときは、その内容と金額(梱包料、組立料、設置料など) ただし請求により必要事項を記載した書類を送る旨を表示する場合は、省略基準に従い、広告文面には必要表示事項の一部を省略してもかまいません。

掲載できないもの

- ① 法規に反するもの
- ② 危険物(爆発、発火のおそれのあるもの)
- ③ 許認可が必要な商品・器具で、承認・許認可がないもの((医療機器、電気・ガス器具、消火器等)
- ④ わいせつな出版物、写真、ビデオ、その他いかがわしい商品。

- ⑤ その他通信販売において本社がふさわしくないと判断したもの。
- B) 分割払いの表示は、通信販売広告の必要表示事項とともに割賦販売広告の必要表示事項も併せて表示しなければなりません。
- C) 子供向けのものは、保護者の署名と押印が必要である旨の表示を必ず明記してください。
- D) 個人情報に基づき、商品の発送等以外に個人情報を利用する目的があれば、広告中に明示あるいは本人に通知する。
(関連法規: 訪問販売等に関する法律、同施行法則、民法)

7. 貸金業に関する広告

貸金業の範囲に含まれるもの(貸金業規制法第2条)サラリーマン金融、信販会社(貸金業務)、リース会社(貸金業務)、電話金融、不動産金融、質屋のサラ金類似業務、手形割引業、車等を担保とする金融業など全てが含まれます。

- A) 貸金業の広告は、財務大臣または都道府県知事の登録業者で、貸金業協会加盟業者のものでなければ掲載できません。貸金業(法による適用除外を除く)
- B) 貸金業の広告は、法令により必ず表示すべき事項が義務付けられています。貸し付け条件についてふれる場合は、次の条件を表示してください。
 - ① 登録簿に登録した商号、名称または氏名、登録番号
 - ② 貸し付けの種類ごとの限度額
 - ③ 返済方法、返済期間および返済回数(返済方法は元利均等方式、元金均等方式、自由返済方式等のように表示)
 - ④ 貸し付けの種類ごとの最高貸付年率(実質年率で表示)
 - ⑤ 貸付審査に必要な資料(印鑑証明、健康保険証、給与明細書、運転免許証等のように表示)
 - ⑥ 賠償額の予定(違約金を含む)に関する定めをする場合は、賠償額の元本に対する割合(実質年率で表示)
 - ⑦ 担保が必要な場合は、その事項
- C) 実質年率は少なくとも0.1%の単位まで表示してください。実質年率以外の年率(アド・オン、日歩、月利など)の表示は併記に限り、実質年率より目立たせることはできません。
- D) 上限利息は利息制限法の上限金利(元本が10万円未満の場合は20%、10万円以上100万円未満の場合は18%、100万円以上の場合は15%)を超えない金利でなければいけません。手数料、諸費用も金利に含まれます。
- E) 貸金業では法令により過剰貸付の禁止、誇大広告の禁止、取り立て行為等についてそれぞれ厳しく規制されています。次のような表示の広告は掲載できません。

- ① 過剰貸付を招くおそれのあるもの(無審査、完全融資、100%ご満足、返済でお悩みの方、他店で断られた方、過去のある方、他店利用者大歓迎など)
 - ② 誤解を招きやすい表示、誇大となる表示(利息はマイルドセブン 1 個分、3 分で融資、希望額の 100%融資、無期限融資、電話申し込みで即融資、お断りすることはありません。〇〇店目標、ご利用〇〇人突破など)
 - ③ 金利を具体的に表示しない比較表示(金利大幅引き下げ、低利のわが社にまとめてみませんか、超低利、どこよりも安い、2 分の 1 の利息など)
 - ④ 返済能力のない人、所得のない人を誘引する表示(主婦歓迎、学生ローン、どなたでも、ご家庭の方など)
 - ⑤ 恩給証書、扶助料などを買い取る、または担保とする表示。
 - ⑥ 優良誤認となりやすい表示(優良加盟店、正会員店など)
- (関連法規:貸金業の規制等に関する法律、出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、利息制限法)
- F) 沖縄県内に支店及び営業所を置かない業者(通信金融)の広告は掲載できません。
 - G) 全国貸金業協会連合会の自主規制により、貸金業は開店の 60 日前又は開店の 60 日以後の「新規開店」の表示はできません。

8. 証券、投資等に関する広告

- A) 投資信託の広告は、元本保証を錯覚させるような表示はできません。将来の配当にふれる場合は、必ず予想に基づくものであることを明示してください。
- B) 株式会社の増資広告は、投資後の配当を確約する表現はできません。
- C) 投資顧問業の広告は、財務大臣の登録または許可を受けた業者でなければ掲載できません。事前に登録済み通知書(または許可書)営業所ごとに義務付けられている所定の標識、契約前および契約時に交付する書面を提示してください。広告で業務内容についてふれる場合は、法令に基づき必ず次の条件を表示してください。
 - ① 登録業者の場合は「証券取引行為は行わない」
「金銭、有価証券は預託を受けない」旨を表示する。
 - ② 認可制業者(投資一任業者)の場合は「金銭、有価証券は預託を受けない」旨を明示する。

広告中に「的中率百パーセント」といったような誇大表示や銘柄をあおるような表示「財務大臣公認業者」など登録、許可の事実を保証、推奨であるかのようすりかえた表示はできません。
- D) 投資情報出版業者の雑誌、書籍などの広告で、特定の会員等に限定された投資情報を予約購読の形で発行し、高額の購読料を取る場合や、過去のプラス面だけを表示したり、契約の実態からみればむしろ個別、相対の助言を内容とするような法律に

ふれるおそれのあるものは掲載できません。

- E) 商品先物取引業の広告は商品取引員の資格を得たものでなければ掲載できません。「商品取引員の広告宣伝に関する規制要綱」によって、広告には取引業協会の広告承認番号「CFA〇〇号」などを明示しなければなりません。

広告文中、次のような表示はできません。

- ① 投機性をあおるような誇大な表現
- ② 将来の利益を暗示し、有利性を強調した表現
- ③ 「先物取引は、必ずしも利益が保証されているものではありません。短期間で大きな利益を得ることもありますが、相場の変動により損失を生じることもあります」などのリスク表示が必要です。

- F) 求む資金、求む出資重役など、不特定多数のものから出資金を集めることを目的とする出資者募集等の広告は、その実態が不明確のものは掲載できません。掲載に当たっては業務内容、住所、営業所名、電話番号などを明記してください。局留、私書箱、ホテル内などの臨時な宛先のものは掲載できません。

- G) 手形、小切手の無効広告は番号、金額、振出日、振出人、支払い場所、支払期日、受取人などの券名記載事項と、その理由は「紛失」「事故」などの表現にとどめてください。盗難、詐欺など具体的な理由にふれることはできません。ただし「無効」は盗難届けを警察に受理された証明があれば「盗難」の表示ができます。

(関連法規:証券取引法、商品取引法、有価証券に係わる投資顧問業の規制等に関する法律ほか)

9. 人事に関する広告

- A) 人事募集の広告は、法令により労働条件を明示すべきことが定められています。次の条件を表示してください。

- ① 求人者(雇用主)の名称、住所ならびに電話番号
- ② 雇用主の業種(社名、団体名など名称だけでその業種を理解できる場合は、特に明記しなくても差しつかえありません。〇〇建設株式会社、〇〇警備保障株式会社等)
- ③ 求職者が就業する職種または業務の内容(保険会社、証券会社などは外勤、内勤の区別)
- ④ 応募資格(学歴、職歴、経験など)
- ⑤ 勤務条件(労働時間、休日、特殊な時間帯勤務の場合はその旨、交通費負担の有無、社会保険、労働保険の有無など)
- ⑥ 就業地が所在地(本社)と異なる場合はその就業場所
- ⑦ 雇用関係(社員、パート社員、アルバイト社員、委託販売員などの別)

- ⑧ 給与(賃金)及びその内容(固定給、歩合給、手当、賞与、日給、時給などの別) ただし給与を具体的に表示しない場合は、「当社規定による」「面談の上決定」などと表示すれば差しつかえありません。歩合給や不確定な諸手当などの金額は明示すべきではありません。
- B) 県外の事業所が県外勤務の従業員を募集する場合は、詳細な業種名、職種または従事する業務の内容、雇用条件等を明記してください。
- C) 県内及び国内の事業所が外国勤務の従業員を募集する場合は、県内・国内においてその事業所の実績のあるものに限りします。
- D) 外国の事業所が外国勤務の従業員を募集する場合は、日本の在外交館の信用証明書の添付があるものに限り掲載します。県内・日本勤務の従業員を募集する場合は本社で審査のうえ掲載します。
- E) 大学、短大、高専新卒者の募集については、募集告知、会社訪問の開始時期の制限はありません。高校卒業予定者については、卒業前年 10 月 1 日以降の募集告知ができます。その際職安に届けた求人受付番号の記載が必要です。
- F) 人事募集の広告で、次の各項に該当するものは掲載できません。
- ① 業種、職種、仕事の内容、給与等の表示があいまいなもの。
 - ② 業種や職種をはっきり表示せず、具体性のない美辞麗句を並べてあるだけのものや、あいまいな表現を用いて業種や職種をカムフラージュして応募者に誤認を与えるおそれのあるもの。
 - ③ 厚労大臣の許可のない職業紹介、職業斡旋であるとみなされるもの。
 - ④ 満 15 歳未満の年少者の募集(ただし軽易労働および満 12 歳未満の者でも就学時以外における映画、演劇等の出演などに関するものは、行政官庁の許可を受けたものに限り掲載できます)。
 - ⑤ 大学、短大、高専新卒者の募集については募集告知や、会社訪問の開始時期などに規制がありますので注意してください。高卒予定者については 2 月 1 日以降掲載できます。(3 月末日まで)
ただし次の条件が必要です。
 - a) 応募の受付は学校または職業安定所を経ること。
 - b) 求人者管轄職業安定所名、求人受付番号を記載すること。
 - c) 求人票記載内容と異なる内容のものでないこと。
 - d) 中学校卒業予定者を対象とした人事募集はできません。
 - ⑥ いわゆる「バンス」など労働することを条件に前貸ししたものを、労働賃金と相殺するような前貸し制度のもの。
 - ⑦ 売春を勧誘もしくは斡旋する疑いのあるもの。
 - ⑧ 国籍、男女、職業等の差別感を与えるような表現のもの。
 - ⑨ 車持込を条件とした求人、求職(ただし、燃費の負担、事故等における責任の所

在が明確なものは掲載できます)

- ⑩ 雇用主の所在地を明記せず、ホテル、私書箱など臨時のあて先だけを用いているもの。(事業所の所在地を明記し、面接場所としてホテル等を使用することは差しつかえありません)
 - ⑪ ストライキ中や作業所閉鎖中などの労働争議中の企業の求人
 - ⑫ 人事募集を装い、実際は商品や材料、器具等売りつけたり、資金集めが目的である恐れのあるもの。
- G) 商品取引員の募集広告は、商品取引所の承認番号を表示してください。
- H) 月収を表示する場合、①月収 35 万円又は日給 2 万円を超える場合は固定給を併記又は歩合給を含む旨を表示すること。②年収 800 万円を超えて表示する広告は掲載できません。
- I) 労働者派遣事業主の募集広告は、労働大臣の届け出受理番号または許可番号を表示してください。(「電子計算機、パソコンなど事務用機器の操作」、「通訳、翻訳、連記」「建築物の清掃」「来訪者の受付、案内、建築物付属設備(駐車場など)の管理」など法律に定められた業種に限られています)
- J) 委託販売員の募集広告について
(委託販売員とは、事業所と通常の雇用関係になく、委託契約により商品の販売を行い、その実績によって報酬を受けるもの。書籍類、語学教材、教育機器、化粧品、美容、自然食品、エクステリア、家庭用品、衛生用品などを販売する業務に限られています)
- ① 「委託販売員」(委託営業員)であることを明示してください。
 - ② 企業としての募集か、企業内の一部門(事業部など)、あるいは一個人(担当者など)が募集するのか、募集主体を明示してください。
 - ③ 販売する商品を明示してください。
 - ④ 業務内容の説明で、委託販売員であることを伏せて「市場調査」「企業調査」「PR」などあいまいな表示をすることはできません。
 - ⑤ 「幹部候補」など将来社員になれるかのような表現や「部長」「社員」「部員」など一般雇用と誤認される呼称の表示はできません。
 - ⑥ 賃金(報酬)が完全歩合制であることを明示してください。
 - ⑦ 予想収入額は表示できません。(「月収〇〇万円可能」とか「平均月収〇〇万円」)などというあいまいな表示。ただし計算基準の表示は可。
- K) 男女雇用機会均等法について
男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等、女子労働者の福祉の増進に関する法律)
改正男女雇用機会均等法(平成 11 年 4 月 1 日施行)では、女性を排除したり、女性を不利に取り扱うことはもとより、女性のみや、女性を優遇する取り扱いについても、

女性の職域の固定化や、男女の仕事を分離することにつながり、女性に対する差別的効果を有するという見地から策定されています。

次の事項に該当する表示はできません。

- ① 募集又は採用にあたって、女性であることを理由にその対象から女性を排除することの表示。
 - ② 募集又は採用にあたって、男女をともに募集又は採用しているにもかかわらず、女性又は男性についての募集又は採用する人数を設定し表示すること。
 - ③ 募集又は採用にあたって、年齢、婚姻の有無、通勤の状況その他の条件を付する場合において、女性に対して男性と異なる条件を付して表示すること。
 - ④ 求人の内容の説明等、募集又は採用に係る情報の提供について、女性に対して男性と異なる取り扱いをする旨の表示をすること。
 - ⑤ 採用試験等について、女性に対して男性と異なる取り扱いをすることを表示すること。
 - ⑥ 募集又は採用にあたって、女性であることを理由としてその対象を女性のみとすること。例えば「女性のみ」又は「女性優遇」等の表示はできません。
 - ⑦ 募集又は採用にあたって、事業主(広告主)は次のいずれかに該当する場合は男女異なる取り扱いをすることは合理的とみなし表示できます。
 - a) 女性労働者が男性労働者と比較して、相当程度少ない区分における募集又は採用にあたって、求人情報に男性と比較して女性に有利な表示をすること。(相当程度少ない)とは、わが国における全労働者に占める女性労働者の割合が4割を下回っている状況をいいます。
 - b) 俳優、モデル等、芸術、芸能の分野における表現の真実性等の要請から一方の性に従事させることが必要である職業。
 - c) 守衛、警備等防犯上の要請から男性に従事させることが必要である職業。
 - d) 宗教上、風紀上、スポーツ競技の性質上、その他の業務の性質上いずれか一方の性に従事させることに a)・b)と同程度の必要性があると認められる職業。
 - ⑧ 労働基準法により、坑内労働、危険有害業務又は年少者の深夜業については、女性の労働が別限され、又は禁止されていることから通常の業務を遂行するために女性に対して男性と均等な機会を与え、又は取り扱いをすることが困難であると認められる場合。
 - ⑨ 風俗、風習等の相違により女性が能力を発揮しがたい海外での勤務が必要な場合、その他特別の事情により女性に対して男性と均等に機会を与え、又は取り扱いをすることが困難であると認められる場合。
- L) 募集時における年齢制限禁止について
雇用対策法の改正により、募集・採用における年齢制限が禁止されました(平成

19年10月1日から施行)。労働者の募集及び採用の際には、原則として「年齢不問」としなければなりません。労働者の一人一人に均等な働く機会を与えるため、高齢者や年長フリーターなど、一部の労働者の応募の機会が閉ざされている状況を改善することが改正の目的です。

ただし以下の場合には例外的に年齢制限を認めることができます。

- ① 定年年齢を上限として、当該上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合。

【例】「60歳未満を募集(定年が60歳)」…○

「60歳未満を募集(契約期間6ヶ月)」…×

「60歳未満を募集(定年が63歳)」…×

「40歳以上60歳未満を募集(定年が60歳)」…×

- ② 労働基準法等法令の規定により年齢制限が設けられている場合。

【例】「18歳以上を募集(労基法第62条の危険有害業務)」…○

「18歳以上を募集(警備業法第14条の警備業務)」…○

- ③ 長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合。

【例】「35歳未満を募集(職務経験不問)」…○

「40歳未満を募集(簿記2級以上)」…○

「35歳未満を募集(契約期間6ヶ月)」…×

「40歳未満を募集(〇〇業務の経験者)」…×

「20歳以上35歳未満を募集」…×

* 新規学卒者のみを募集する場合は年齢制限には該当しません。

- ④ 技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない年齢層に限定し、かつ期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合。

ここでいう「特定の職種」とは機械・電気技術者などのように、専門性・技能性が必要な職種であり、「特定の年齢層」は30歳～49歳などのように5～10歳幅の年齢層としてください。

【例】「電気技術者として30歳～39歳を募集」…○

「電気技術者として35歳～49歳を募集」…×

- ⑤ 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合。

【例】「演劇の子役のために〇〇以下を募集」…○

「イベントコンパニオンとして30歳以下を募集」…×

特定の年齢層を対象とした商品やサービスの提供等が目的であり、芸術・文化に該当しない場合は該当しません。

- ⑥ 60歳以上の高齢者又は特定の年齢層の雇用を促進する施策(国の施策を活

用しようとする場合に限る)の対象者となるものに限定して募集・採用する場合。

【例】「60歳以上の方」・・・○

「(中高年齢者トライアル雇用の対象として)45歳以上 65歳未満」・・・○

「(若年者トライアル雇用の対象として)35歳未満を募集」・・・○

「60歳以上 70歳未満を募集」・・・×

「(中高年齢者トライアル雇用の対象として)45歳以上 60歳未満」・・・×

10. 解雇広告

解雇広告は被解雇者の人権を侵害するおそれがあるので「退社広告」として掲載します。掲載申し込みの際は、広告の責任者の所在を明記した広告掲載申込書に捺印の上提出してください。広告の表現は雇用関係の切れた旨にとどめ、解雇理由、被雇用者の住所、写真などは掲載できません。

(関連法規:労働基準法、職業安定法、労働者派遣事業法ほか)

11. 尋ね人広告

尋ね人広告は家出人捜索願い届けを警察に受理されたものに限り掲載します。掲載申し込みの際、依頼者の住所、氏名、電話および続柄を記入した広告掲載申し込みに捺印して提出してください。広告の内容は当事者双方の名前を記載し、暗号めいた文章などは使えません。

12. 会員募集、代理店募集に関する広告

A) 会費を出資させる会員募集の広告は、その事業の実態および目的が明らかでないものはできません。

- ① 趣味の会、催し物の会員募集などの場合は、入会金、会費、参加費等の明細を明示してください。
- ② 営利を目的とした旅行の会員募集等は、国土交通大臣の登録を受けた正規の旅行業者のものでなければ掲載できません。
- ③ 結婚紹介業など男女交際の会員募集は、相当の実績のあるものでなければ掲載できません。事前に会社概要、会則、規約などの資料を提出してください。
- ④ 共有制のリゾートマンションなどを分譲することを目的とした会員募集の広告は、不動産に関する広告の必要表示事項を記載するとともに、共有の口数、預託金、施設利用条件(年間に利用できる日数や宿泊料金)なども表示してください。
- ⑤ ゴルフ場、テニスクラブ、各種レジャー・スポーツ施設などの会員募集広告は、

監督官庁や地方自治体の開発許可番号を明示してください。内容は広告主名、所在地、交通機関、募集回数と総会員数、施設の規模、完成予定日などを明示してください。

- B) 代理店(特約店、販売店、フランチャイズ・チェーン店)募集の広告は、事前に会社概要、販売方法、契約書、商品のカタログなど関係書類を提出してください。
- ① 会社名、所在地、取り扱い商品、保証金、店舗の必要性の有無や解約条項を含む主な契約条件を具体的に表示してください。
 - ② だれでも簡単に高収入が得られるかのような表現はできません。(「確実に高収益が得られます」「〇〇万円保証」「短期間に投下資本が回収できます」「機械の支払いは売り上げからラクラクできます」)など。
 - ③ マルチ商法(ネズミ講式に会員を増やしていく商法)とみなされるものは掲載できません。
(関連法規:国土利用計画法、都市計画法、各都道府県地方条例、訪問販売等に関する法律ほか)

13. 内職・副業に関する広告

- A) 内職・副業の広告は、事前に会社概要、契約書など関係資料を提出してください。
- B) 会社名、所在地、電話番号と仕事の内容および応募者に課せられた諸条件を明示してください。
- C) だれでも簡単に高収入が得られるかのような表現はできません。
- D) 応募者又は入会者から入会金、契約金、材料費、講習料を集めることだけを目的とするものや、器具の販売を主目的とみなされるものは掲載できません。

14. 教育に関する広告

- A) 学校及び専修学校、各種学校、塾、講習会、通信教育などの広告は、文科省、都道府県の認可を受けたもの、または相当の実績のあるものに限り掲載します。
- B) 学校の名称は認可されている名称で表示しなければなりません。無許可の教育施設が次の名称を使用することは法令により禁止されています。「〇〇大学」「〇〇大学院」「〇〇高等学校」「〇〇高等専門学校」「〇〇高等専修学校」「〇〇専修学校」など。
- C) 合格率や就職率及び実績などを事実の裏づけもなく誇大に表示したり、将来を約束するような表現はできません
- D) 講習会の名称に、有名企業名を無断で借用したり、学校、塾の講師、顧問、推薦者などに無断で著名人の名前を挙げたりすることはできません。

- E) 民間団体が与える資格で、国家資格や商工会議所などが検定で与える資格(簿記検定、珠算能力検定など)、文科省認定の技能審査(速記、毛筆など 11 項目)など、国家資格に準ずる資格と粉らわらしいものは、民間団体による称号であることを明示しなければなりません。(例:〇〇協会認定の「〇〇士」などと表記) また講座の主催社名、所在地、電話番号、受講期間、受講料などを明示してください。

◇国家資格と誤認を与える恐れのある民間認定の資格

国家資格	民間団体認定の資格、称号など
中小企業診断士	経営診断士、経営監査士、経理診断士、経営労務コンサルタントなど
社会保険業務士	年金相談員、労務管理士、不動産診断士など
不動産鑑定士	不動産管理士、不動産診断士
公認会計士	財務管理士、商工計算士、計数管理士など
造園施工管理技師 樹木医	造園士、盆栽士など

- F) 臨時の講習会やゼミナールなどで、簡単に資格を与え、すぐにでも高収入が得られるような表示をし、高額を受講料を徴収するようなものは掲載できません。
- G) 労働大臣の職業紹介事業の認可を受けずに、職業の斡旋や紹介をうたった表示はできません。
- H) 生徒募集、受講生募集の広告で、実際は従業員や下請け作業員の募集を目的とするとみなされるものは掲載できません。
- I) 通信教育(講座)の広告は、教育・技術等の習得を主体とし、予想される収入や副収入を主題として表現することはできません。
- J) タレントやモデルなどの養成を目的とする生徒の募集広告は、テレビや映画にだれでも確実に出演できるような表現や、高収入が期待できるかのような表示はできません。
- K) 厚生労働大臣の許可を受けずに、芸能プロダクションの斡旋業務を行うものは掲載できません。
- L) タレント募集と称して、実際には有料の研修生募集であるようなものは掲載できません。

(関連法規:学校教育法、私立学校法、社会教育法、職業安定法ほか)

15. 不動産に関する広告

- A) 不動産の広告は、公正取引委員会の認定を受けて実施されている「不動産の表示に関する公正競争規約」により、新聞広告に関する物件の種類ごとの必要表示事項が

定められています。掲載にあたっては同規約に基づき必要事項を表示してください。

B) 標準基準

① 物件の所在地

- a) 所在地とは登記番号をいい、住居表示番号ではありません。
- b) 物件の所在する都・道・府・県・市・町・村・郡・字および地番を表示してください。

② 地目

- a) 現に登記簿に記載されている地目を表示してください。
- b) 登記簿に記載されている地目と現況が異なるときは現況地目を併記してください。(例)地目／山林(現況宅地)

③ 建ぺい率

建築面積の敷地面積に対する割合をいい「建ぺい率 60%」などと表示。

④ 容積率

延べ床面積の敷地面積に対する割合をいいます。

⑤ 用途面積

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業専用地域

* 建築基準法において、用途地域ごとに建築できる建物の種類、建ぺい率などが決められています。

⑥ 交通機関

- a) 現に利用できるものを表示してください。
- b) 新設路線は国土交通大臣の許認可を受けたもの(ただしバス路線は認可前でも、バス会社と事業者のあいだで協定が成立しているもの)に限り、その予定時期を明らかにして表示できます。
- c) 新設予定の駅、バス停留所はその路線の運行主体者が公表したものに限り、その予定時期を明らかにして表示できます。
- d) 所要時間
 - ・ 徒歩による場合は80mに1分かかるものとして算出、1分未満の端数は1分として計算してください。
 - ・ 最寄りバス停留所から徒歩〇〇分などと物件までの所要時間を表示してください。
 - ・ 自動車での所要時間は、道路交通法による制限速度内で走行に要する時間と道路距離を表示してください。
 - ・ バス等公共機関の利便がない場合は〇〇バス停から〇kmと距離を表示してください。

⑦ 面積

- a) 土地は平方メートル(m²)を単位とし、水平投影面積を表示。
- b) 建物は平方メートル(m²)を単位とし床面積を表示、2階建て以上の場合には各階の床面積(延べ床面積)を表示、地下室又は地下車庫を含む場合はその旨と面積を表示してください。

* 坪の併記はm²の後に()の中に入れてください。

⑧ 環境

- a) 学校、病院、官公署その他の公共施設は現に利用できるもので、その名称を表示してください。ただし公共の学校や官公署は固有の名称を省いてもかまいません。(小学校から〇〇m、市役所から〇〇m) 工事中のものは、その利用予定時期を明らかにして表示できます。計画段階のものは表示できません。
- b) デパート、スーパー、商店などの商業施設は、現に利用できるものしか表示できません。工事中などで将来確実にその施設を利用できるものと認められるものは、その予定時期を明らかにして表示できます。

⑨ 価格

- a) 区画割されている土地については、一区画あたりの価格を表示してください。(1 m²当たりの単価での表示はできません) ただし全ての価格を示すことができないときは、最低、最高価格を表示してください
- b) 区画割りされていない土地は、1 平方メートル当たりの価格を表示してください。
- c) 建物については、1 戸当たりの価格を表示し、建物と土地の面積を明らかにしてください。敷地が借地の場合はその旨及び借地料を月額または年額で表示してください。
- d) 建物の価格については1 戸当たりの価格(当該建物の敷地の価格を含む。借地の場合は借地権の価格を含む)を表示してください。ただし、分譲住宅または分譲共同住宅の場合で、その全てを表示できないときは最低から最高の価格を示し、最多価格帯及びそれらの戸数を明示してください。
* 販売戸数が10 戸以下で最高価格と最低価格との差が300 万円以下の場合には最多価格帯の表示をしなくても構いません。

⑩ (新築など)

(新築)とは建築後経過1 年未満で未使用のものについていいます。「宅地造成工事完了」とは、その宅地に直ちに建築できることをいいます。

⑪ 物件写真など

- a) 宅地または建物の写真は実際に取引されるものの写真を使用してください。建物の場合は、その建物の規模と形質が同一の建物の「内部写真」

に限り、その旨を明示して使用できます。

- b) 完成予想図、見取り図はその旨を表示してください。物件の周囲の状況を表示する場合は現況どおりにして下さい。

⑫ 取引態様

- a) 「売主」「貸主」「代理」「媒介(仲介)」の別を正しく、原則として物件ごとに表示してください。(全ての物件が同じ取引態様の場合は一括表示することができます)
- b) 広告主が売主と異なる場合は「販売提携(代理)」「販売提携(仲介)」などと表示してください。

- C) 宅地の造成または建物の工事完成前の広告は、その工事に必要な許可、認可(宅建業法第 33 条)を受けたあとでなければ掲載できません。また認可などの必要がない物件の場合でも公正競争規約により、造成または建築の工事に着手したあとでなければ広告にはならないことになっています。

* 「工事に着手した後」とは次の場合です。

- ① 建物では基礎工事が完了した時期以降
- ② 宅地では造成にかかる土地への進入路の施設工事が完了し、造成工事が開始された時期以降

- D) 販売価格の確定していない土地や建物の広告をする「予告広告」(分譲宅地、分譲住宅、分譲共同住宅に限る)は、決められた表示事項は必ず記載してください。

- E) 二重価格の表示は「使用されることがない建物についておこなう表示」です。旧取引価格は、6ヶ月以前に本紙広告で掲載されたものであり、その後実際取引に用いられたと認められる価格です。また値下げの時期から6ヶ月以内の表示であることが条件です。* 旧価格の公表時期および値下げの時期を明示してください。

- F) 広告物件に瑕疵(かし=不動産としての形質、価値を損なう欠陥)がある場合は、広告文中で瑕疵の種類を明らかにしなければなりません。

(例: 古くなって住めない建物のある土地は「売地、廃屋あり」と表示。建築基準法第42条に規定する道路に2メートル以上接していない土地、および地方公共団体の条例で定めている建築基準法に適合しない土地、物件などは「再建築不可」「建築不可」と表示してください)

- G) 瑕疵物件を格安な物件とみせて、オトリ広告などに利用するとみられるものは掲載できません。

- H) 市街化調整区域の土地を宅地として表示することはできません。「即建築不可」「多目的利用地」「資産として」などの表示は不当となります。調整区域内であっても規定による開発許可を受けていないものは、開発許可番号など許可のある旨を表示してください。

- I) 居住環境に悪影響を及ぼす恐れのある生活条件(日照、悪臭源、騒音源など)につ

いては、そのデメリットを表示しなければなりません。また土地の全部、または一部が高圧電線路下にあるときはその旨を表示すること。

- J) 環境条件について誇大な表現を用いたり、事実を誤認させるような表示はできません。
- K) 投機性をあおるような表現を用いたものは掲載できません。
- L) 他の一流業者名を無関係に表示したり、他人の氏名商号など無断で使用したもの、国や公共団体と関連があるかのような表現のものは掲載できません。
- M) 物件や取り扱い業者の優秀性とは無関係な事項を表示して、優良誤認を図るようなことはできません。

例:「地主直売につき〇割引」「地価急騰地域を〇割引」(割引の根拠がない)

「騒音防止地域」(このような地域指定はない)

「売主につき手数料不要」「宅建業免許承認済み」(当然なこと)

「国土交通大臣免許だから安心です」(営業所が2ヶ所以上の都道府県にあるときは当然の免許。だから安心という根拠がない)

- N) 現況有姿分譲地(山林原野などの宅地、売り地以外のもの)の広告は、生活に必要な施設がないことをはっきり表示しなければなりません。

以下のような表示は不当表示となります

- ① 「即建築可」「多目的利用地」などのあいまいな表示。
- ② 将来の交通機関の建設計画、その地域の開発計画などを強調したり、付近の景色、名勝などを表示する(宅地、別荘敵地のように誤認される)
- ③ 「投資向き」「投資最適」など将来の値上がりを誇示する表現。なお表示規制を守った表示をしていますが、広告全体として居住性を印象づける作り方をしていれば違反になります。

- O) ローン提携販売の表示をする場合は、以下の条件を全て表示してください。

- ① 提携金融機関の名称
- ② 販売価格に対する融資限度の割合
- ③ 年間所得に対する融資限度の割合
- ④ 融資限度額
- ⑤ 返済期間
- ⑥ 実質年利率
- ⑦ 保証料、その他の費用
- ⑧ 年齢制限
- ⑨ 支払い例

- P) 紹介ローンの表示の場合は、以下の必要事項を必ず明示してください。

- ① 金融機関を紹介する旨
- ② 紹介する金融機関名

- ③ 販売価格に対する融資限度額の割合
- ④ 融資限度額
- ⑤ 返済期間
- ⑥ 利息の利率
- ⑦ 事務手数料、保証料、保険料等の費用を要するときはその旨及び額
- ⑧ 融資が受けられなかったときは、売買契約が白紙となる旨及び解約の効果(手付金等が全額返済される旨)

Q) 「取引銀行○○」などと表示して、提携ローンであるかのような表現はできません。

R) 主として販売する物件の広告に副次的に他の物件を表示する場合は ① 広告の面積が全4段以上の場合には15%以内、② 全4段未満の場合には20%以内とその割合が公正競争規約により定められています。

S) 宅地や建物の数が10未満の小規模団地等を主として販売する物件の広告に、副次的に表示する物件については、物件の種類別に定められている必要表示事項の一部を省略することが認められていますが、省略してはならない事項を省略しないよう注意してください。

T) 賃貸物件の収入表示(貸しマンション、アパートなど)は、年収の場合は前年度の実績、月収の場合は満室渡しに限ります。見込みの表示はできません。

U) 遠隔地、国外不動産

① 沖縄域外物件の広告は、事前に宅建取引免許証・土地・建物登記権利書のそれぞれの写し、法人登記簿謄本、物件案内パンフレットを提出するものに限り掲載します。

② 国外の不動産広告は、次の条件の全てを満たすものに限り掲載します。

- a) 事業者、代理、仲介などを問わず、広告主が日本における免許取得業者のもの
- b) 物件調査が国内において可能なもの
- c) 物件が所在する国の法規に違反しないもの
- d) 建物などが完成または完成間近なもの
- e) 国内不動産の表示基準によるもの

V) 特定用語の使用基準(使用できません)

必見、価格応談、格安、抜群(日当たり環境など)、一等地、優良土地、掘り出し物件、すべてに便利な場所、都合(転勤)、特選、最高、惜譲、最後の、とっておき、またとない、早い者勝ち、お買い得、投げ売り、大売出し、一見の価値あり、バーゲン、その他上記に類する語句。

(関連法規:宅地建物取引業法、不動産の表示に関する公正競争規約、都市計画法、建築基準法、国土利用計画法、宅地造成等規制法、自然公園法、森林法、土地計画整理法、農地法、景表法、独禁法)

販売物件および広告の形態別による必要表示事項

別表1 分譲宅地の1(販売区画数が10区画以上のもの)

	事項	記事下	雑報案内
1	広告主の名称又は商号	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	
3	広告主の事務所の電話番号	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	
5	所属団体名	○	
6	取引態様(売主、代理、仲介等の別)	○	○
7	広告主と売主が異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許書番号	○	
8	売主と事業主(宅地造成事業又は建物建築事業の主体者)とが異なる場合は、事業主の名称又は商号		
9	物件の所在地	○	○
10	バス等を利用する場合は、その種別、所要時間、バス停留所等の名称及びバス停留所等からの所要時間。それ以外の場合は、最寄りバス停留所名及び同バス停留所からの道路距離	○	○
11	開発面積	○	
12	総区画数	○	
13	販売区画数	○	○
14	区画面積(私道負担があるときは、その旨及びその面積)	○	○
15	地目及び用途地域	○	○
16	建ぺい率及び容積率	○	○
17	市街化調整区域に所在する場合、その旨及びその制限に関する事項	○	○
18	規約第5条に規定する許可等の処分を要するときは、その許可等の番号。その他の場合は工事に着手した年月日。	○	
19	道路の幅員及び舗装の有無	○	
20	設備等の概要	○	
21	工事の完了予定年月	○	○
22	価格(施設等に関する費用を要するときは、その旨及びその額を記載すること)	○	○
23	国土法による許可又は届出を要するときはその旨	○	○
24	借地権分譲であるときは、その旨を示す文言及び借地権の内容並びに借地権料等の条件	○	○
25	管理費、維持費等	○	
26	前金の保全措置の有無及び保全措置を講ずるときは、その機関の名称又は商号		
27	取引条件の有効期限	○	
	<p>(注) 1. 19、21及び22の事項については、当該物件の工事が完了している場合には記載しないことができる。</p> <p>2. 顧客から依頼を受けて遠隔地等を案内する場合において、案内料を要するときは、その旨及びその額を記載すること。</p>		

別表 2 分譲宅地の 2(小規模団地および副次的表示)

事項	小規模団地		副次的表示	
	記事下	雑報案内		
1	広告主の名称又は商号	○	○	
2	広告主の事務所の所在地	○		
3	広告主の事務所の電話番号	○	○	
4	宅建業法による免許証番号	○		
5	所属団体名	○		
6	取引態様(売主、代理、仲介等の別)	○	○	○
7	広告主と売主が異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号	○		
8	物件の所在地	○	○	○
9	バス等を利用する場合は、その種別、最寄りバス停留所、バス等による所要時間、バス停留所等の名称及びバス停留所等からの徒歩所要時間。それ以外の場合は、最寄りのバス停留所名及び同バス停留所からの道路距離	○	○	○
10	総区画数	○		
11	販売区画数	○	○	○
12	区画面積(私道負担があるときはその旨及びその面積)	○	○	○
13	地目及び用途地域	○	○	○
14	建ぺい率及び容積率	○	○	○
15	市街化調整区域に所在する場合、その旨及びその制限に関する事項	○	○	○
16	規約第 5 条に規定する許可等の処分を要するときは、その許可等の番号。その他の場合は工事に着手した年月(完成済みの場合は省略可)	○		○
17	道路の幅員及び舗装の有無	○		
18	設備等の概要(完成済みの場合は省略可)	○		
19	工事の完了予定年月	○	○	○
20	価格(施設等に関する費用を要するときは、その旨及びその額を記載すること)	○	○	○
21	国土法による許可又は届出を要するときはその旨	○	○	
22	借地権分譲であるときは、その旨を示す文言及び借地権の内容並びに借地権料等の条件	○	○	○
23	管理費、維持費等	○		○
24	取引条件の有効期限	○		○
	(注) 顧客から依頼を受けて遠隔地等を案内する場合において、案内料を要するときは、その旨及びその額を記載すること。			

別表 3 現況有姿分譲地

	事項	記事下	雑報案内
1	広告主の名称又は商号	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	
3	広告主の事務所の電話番号	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	
5	所属団体名	○	
6	取引態様(売主、代理、仲介等の別)	○	○
7	広告主と売主が異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許書番号	○	
8	物件の所在地		○
9	最寄りのバス停留所名及びバス路線の名称	○	○
10	バス停留所から物件までの道路距離	○	○
11	総区画数	○	
12	販売区画数	○	○
13	総面積及び販売総面積	○	○
14	区画面積又は分割可能最小面積(道路負担があるときは、その旨及びその面積)	○	○
15	地目	○	○
16	「当分譲地は現況有姿分譲ですから、住宅等を建築して生活するために必要とされる施設はありません」という文言	○	○
17	都市計画法その他の法令に基づく制限で、宅建法施行令第3条に定めるものに関する事項	○	○
18	価格(測量費、境界石等の費用を要するときは、その旨及びその額を記載すること)	○	○
19	国土法による許可又は届出を要するときはその旨	○	○
20	取引条件の有効期限	○	
	(注) 1. 顧客から依頼を受けて遠隔地等を案内する場合において、案内料を要するときは、その旨及びその額を記載すること。 2. 16 及び 17 の事項については、24 級以上の文字で記載すること。		

別表 4 売地及び貸地

	事項	新聞
1	広告主の名称又は商号	○
2	広告主の事務所の所在地	
3	広告主の事務所の電話番号	○
4	宅建業法による免許証番号	
5	所属団体名	
6	取引態様(売主、代理、仲介等の別)	○
7	物件の所在地(番地は省略可)	○
8	バス等を利用する場合は、その種別、所要時間、バス停留所等の名称及びバス停留所等からの徒歩所要時間。それ以外の場合は、最寄りのバス停留所名及び同バス停留所からの道路距離	○
9	土地面積(私路負担があるときは、その旨及びその面積)	○
10	地目及び用途地域	○
11	建ぺい率及び容積率	○
12	市街化調整区域に所在する場合、その旨及びその制限に関する事項	○
13	価格(施設等に関する費用を要するときは、その旨及びその額を記載すること) 貸地の場合は、貸地である旨、権利金及び借地料の月額	○
14	国土法による許可又は届出を要するときはその旨	○
15	取引条件の有効期限	○

別表 5 分譲住宅の 1

事項	記事下	案内雑報
1 広告主の名称又は商号	○	○
2 広告主の事務所の所在地	○	
3 広告主の事務所の電話番号	○	○
4 宅建業法による免許証番号	○	
5 所属団体名	○	
6 取引態様(売主、代理、仲介等の別)	○	○
7 広告主と売主が異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号	○	
8 売主と事業主(宅地造成事業又は建物建築事業の主体者)とが異なる場合は事業主の名称又は商号		
9 物件の所在地	○	○
10 バス等を利用する場合は、その種別、所要時間、バス停留所等の名称及びバス停留所等からの徒歩所要時間。それ以外の場合は、最寄りのバス停留所名及び同バス停留所からの道路距離	○	○
11 総戸数	○	
12 販売戸数	○	○
13 敷地面積(私道負担があるときはその旨及びその面積)	○	○
14 建物面積	○	○
15 建物の主たる部分の構造	○	
16 連棟式住宅であるときはその旨	○	○
17 建築確認番号(建築確認を要しないときは、工事に着手した年月)	○	
18 道路の幅員及び舗装の有無	○	
19 電気、換気の設備の整備状況及び造付家具等があるときはその種類		
20 設備等の概要	○	
21 工事の完了年月又は完了予定年月	○	○
22 価格(施設等に関する費用を要するときは、その旨及びその額を記載すること)	○	○
23 国土法による許可又は届出を要するときはその旨	○	○
24 借地権分譲であるときは、その旨を示す文言及び借地権の内容並びに借地料等の条件	○	○
25 管理費、維持費等	○	
26 前金の保全措置の有無及び保全措置を講ずるときは、その機関の名称又は商号		
27 取引条件の有効期限	○	
(注) 1. 18 及び 21 の事項については、当該物件の工事が完了している場合には記載しないことができる。 2. 建築後 1 年以上経過している物件においては、10,12,16,18,19 及び 21 の事項については記載しないことができる。 3. 顧客から依頼を受けて遠隔地等を案内する場合において、案内料を要するときは、その旨及びその額を記載すること。		

別表6 分譲住宅の2(小規模団地および副次的表示)

事項		小規模団地		副次的表示
		記事下	雑報案内	
1	広告主の名称又は商号	○	○	
2	広告主の事務所の所在地	○		
3	広告主の事務所の電話番号	○	○	
4	宅建業法による免許証番号	○		
5	所属団体名	○		
6	取引態様(売主、代理、仲介等の別)	○	○	○
7	広告主と売主が異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号	○		
8	物件の所在地	○	○	○
9	バス等を利用する場合は、その種別、所要時間、バス停留所等の名称及びバス停留所等からの徒歩所要時間。それ以外の場合は、最寄りのバス停留所名及び同バス停留所からの道路距離	○	○	
10	総戸数	○		
11	販売戸数	○	○	○
12	敷地面積(私道負担があるときはその旨及びその面積)	○	○	○
13	建物面積	○	○	○
14	連棟式住宅であるときはその旨	○	○	○
15	建築確認番号(建築確認を要しないときは、工事に着手した年月。完成済みの場合は省略可)	○		○
16	設備等の概要(成済みの場合は省略可)	○		
17	工事の完了予定年月又は完了予定年月	○	○	○
18	価格(施設等に関する費用を要するときは、その旨及びその額を記載すること)	○	○	○
19	国土法による許可又は届出を要するときはその旨	○	○	
20	借地権分譲であるときは、その旨を示す文言及び借地権の内容並びに借地権料等の条件	○	○	○
21	管理費、維持費等	○		○
22	取引条件の有効期限	○		○
<p>(注) 1. 建築後1年以上経過している物件においては、10の事項については記載しないことができる。</p> <p>2. 顧客から依頼を受けて遠隔地等を案内する場合において、案内料を要するときは、その旨及びその額を記載すること。</p>				

別表7 売家

	事項	新聞
1	広告主の名称又は商号	○
2	広告主の事務所の所在地	
3	広告主の事務所の電話番号	○
4	宅建業法による免許証番号	
5	所属団体名	
6	取引態様(売主、代理、仲介等の別)	○
7	物件の所在地(番地は省略可)	○
8	バス等を利用する場合は、その種別、所要時間、バス停留所等の名称及びバス停留所からの徒歩所要時間。それ以外の場合は、最寄りのバス停留所名及び同バス停留所からの道路距離	○
9	敷地面積(私路負担があるときは、その旨及びその面積)	○
10	建物面積又は間取り	○
11	連棟式住宅であるときはその旨	○
12	建築確認番号(建築確認を要しないときは、工事に着手した年月。完成済みの場合は省略可)	
13	建築経過年数(新築の場合は、工事の完了年月又は完了予定年月)	○
14	価格(施設等に関する費用を要するときは、その旨及びその額を記載すること)	○
15	国土法による許可又は届出を要するときはその旨	○
16	敷地が借地である場合は、その旨及び借地料の月額	○
17	取引条件の有効期限	

別表 8 分譲共同住宅の 1

事項	記事下	案内雑報
1 広告主の名称又は商号	○	○
2 広告主の事務所の所在地	○	
3 広告主の事務所の電話番号	○	○
4 宅建業法による免許証番号	○	
5 所属団体名	○	
6 取引態様(売主、代理、仲介等の別)	○	○
7 広告主と売主が異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号	○	
8 売主と事業主(宅地造成事業又は建物建築事業の主体者)とが異なる場合は事業主の名称又は商号		
9 物件の所在地	○	○
10 バス等を利用する場合は、その種別、所要時間、バス停留所等の名称及びバス停留所等からの徒歩所要時間。それ以外の場合は、最寄りのバス停留所名及び同バス停留所からの道路距離	○	○
11 総戸数	○	
12 販売戸数	○	○
13 敷地面積	○	○
14 分譲後の敷地の権利形態	○	
15 建物面積及び延べ面積	○	
16 構造及び階数	○	○
17 1戸あたりの占有面積	○	○
18 1戸あたりのバルコニー面積	○	
19 占有面積が壁芯面積である旨及び登記面積はこの面積より少ない旨		
20 管理形態	○	○
21 建築管理番号	○	
22 エレベーターの有無及びその基数		
23 設備等の概要		
24 駐車場、倉庫等の設備の利用条件	○	
25 工事の完了年月又は完了予定年月	○	○
26 価格(施設等に関する費用を要するときは、その旨及びその額を記載すること)	○	○
27 国土法による許可又は届出を要するときはその旨	○	○
28 管理費、維持費等	○	○
29 前金の保全措置の有無及び保全措置を講ずるときは、その機関の名称又は商号		
30 取引条件の有効期限	○	
(注) 1. 22の事項については、当該物件の工事が完了している場合には記載しないことができる。 2. 建築後1年以上経過している物件においては、10、12、14、16及び22の事項については記載しないことができる。 3. 顧客から依頼を受けて遠隔地等を案内する場合において、案内料を要するときは、その旨及びその額を記載すること。		

別表9 分譲共同住宅の2(小規模団地および副次的表示)

事項		小規模団地		副次的表示
		記事下	雑報案内	
1	広告主の名称又は商号	○	○	
2	広告主の事務所の所在地	○		
3	広告主の事務所の電話番号	○	○	
4	宅建業法による免許証番号	○		
5	所属団体名	○		
6	取引態様(売主、代理、仲介等の別)	○	○	○
7	広告主と売主が異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号	○		
8	物件の所在地	○	○	○
9	バス等を利用する場合は、その種別、バス等による所要時間、バス停留所等の名称及びバス停留所等からの徒歩所要時間。それ以外の場合は、最寄りのバス停留所名及び同バス停留所からの道路距離	○	○	○
10	総戸数	○		
11	販売戸数	○	○	○
12	敷地面積	○	○	○
13	分譲後の敷地の権利形態	○		○
14	構造及び回数	○	○	
15	1戸当たりの占有面積	○	○	○
16	1戸当たりのバルコニー面積	○		
17	管理形態	○	○	○
18	建築確認番号(完成済みの場合は省略可)	○		○
19	駐車場、倉庫等利用条件	○		
20	工事の完了年月又は完了予定年月	○	○	○
21	価格(施設等に関する費用を要するときは、その旨及びその額を記載すること)	○	○	○
22	国土法による許可又は届出を要するときはその旨	○	○	
23	管理費、維持費等	○	○	○
24	取引条件の有効期限	○		○
<p>(注) 1. 建築後1年以上経過している物件においては、10及び12の事項については記載しないことができる。</p> <p>2. 顧客から依頼を受けて遠隔地等を案内する場合において、案内料を要するときは、その旨及びその額を記載すること。</p>				

別表 10 共同住宅

	事項	新聞
1	広告主の名称又は商号	○
2	広告主の事務所の所在地	
3	広告主の事務所の電話番号	○
4	宅建業法による免許証番号	
5	所属団体名	
6	取引態様(売主、代理、仲介等の別)	○
7	物件の所在地(番地は省略可)	
8	バス等を利用する場合は、その種別、バス等による所要時間、バス停留所等の名称及びバス停留所等からの徒歩所要時間。それ以外の場合は、最寄りのバス停留所名及び同バス停留所からの道路距離	○
9	階数及び当該物件が所在する階	○
10	占有面積又は間取り	○
11	バルコニー面積	
12	建築経過年数(新築の場合は工事の完了年月又は完了予定年月)	○
13	価格(施設等に関する費用を要するときは、その旨及びその額を記載すること)	○
14	国土法による許可又は届出を要するときはその旨	○
15	管理費、維持費等	○
16	取引条件の有効期限	

別表 11 賃貸共同住宅、貸家及び貸室

	事項	新聞
1	広告主の名称又は商号	○
2	広告主の事務所の所在地	
3	広告主の事務所の電話番号	○
4	宅建業法による免許証番号	
5	所属団体名	
6	取引態様(売主、代理、仲介等の別)	○
7	物件の所在地(番地は省略可)	
8	バス等を利用する場合は、その種別、バス等による所要時間、バス停留所等の名称及びバス停留所等からの徒歩所要時間。それ以外の場合は、最寄りのバス停留所名及び同バス停留所からの道路距離	
9	賃貸戸数(1戸の場合は省略可)	○
10	建物面積、占有面積又は間取り	○
11	建築経過年数(新築の場合は工事の完了年月又は完了予定年月もしくは入居予定時期)	○
12	賃料(借地料を必要とするときはその額を含む)	○
13	権利金、礼金、敷金、保証金、償却費等を必要とするときは、その旨及びその額	○
14	管理費、維持費等	○
15	取引条件の有効期限	

16. 医療に関する広告

A) 病院、医院、診療所などの医療に関して広告できる事項は、法令(医療法第6条の5)と厚生労働大臣の「広告告示」で示された事項に制限されており、具体的には厚労省から出された「医療広告ガイドライン」を踏まえて広告することとなる。

医療に関して広告できる項目は以下の通りである。

- ① 医師又は歯科医師である旨(外国における医師は広告できない)
- ② 法律で定められた診療科名
 - a) 医療(33種)

内科、心療内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、性病科、肛門科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、気管食道科、リハビリテーション科、放射線科、神経内科、胃腸科、皮膚科、泌尿器科、産科及び婦人科
 - b) 歯科医療(4種)

歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科
 - c) 厚生労働大臣の許可を得た診療科名(1種)

麻酔科(医師の氏名を併せて広告すること)
- ③ 医療機関の名称、電話番号、所在地、管理者の氏名
- ④ 診療日、診療時間、予約診療の有無
- ⑤ 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合はその旨

(例) 保険医療機関、労災保険指定診療所、労災保険二次検診等給付診療所、母体保護指定医、身体障害者福祉法指定医、精神保健指定医、精神保健指病院又は応急入院指定病院、生活保護法指定医、生活保護法指定歯科医、生活保護法指定医療機関、結核予防法指定診療所、指定療育医療機関、戦傷病者特別援護法指定診療所、指定自立支援医療機関、特定感染症指定医療機関、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護療養型慰医療施設、指定療育機関
- ⑥ 入院設備の有無、病床種別ごとの数、医師、歯科技師、薬剤師、看護師、その他の従業者の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業者に関する事項

(例) 集中治療室(ICU)、患者搬送車(ヘリコプター含む)、訓練室、談話室、浴室、売店といった施設の設備に関する事項やバリアフリー構造、点字ブロック、点字表示、音声案内等障害者に対する構造上である旨の広告は可とする。

- ⑦ 診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であって医療を受けるものによる医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの
- (例) ・ 医師の生年月日、出身校、学位、免許取得日、勤務した医療機関
 - ・ 「医師〇〇〇(〇〇学会認定〇〇専門医)」
 - ・ 「院長」「外科部長」「看護師長」「主任」等
- ⑧ 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報適切な取り扱いを確保するための措置、その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項
- (例) 休日又は夜間診療、電子カルテの導入、セカンドオピニオンの実施、患者相談窓口及び担当者、症例研究会の実施、医療安全確保の措置(指針整備、院内報告制度、委員会の開催、職員研修開催、院内感染防止対策)、個人情報保護(ポリシー、教育訓練の実施等)、平均待ち時間、開設日その他客観性、正当性を確保し得る事項であれば広告可能
- ⑨ 紹介をすることができる他の病院もしくは診療所又はその他の保健医療サービスもしくは福祉サービスを提供するものの名称、これらの者と当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する事項
- ・ 紹介可能な他の医療機関の名称
 - ・ 紹介可能な保険医療サービス又は福祉サービスを提供するものの名称
 - ・ 共同利用をすることができる医療機器
 - ・ 紹介率又は逆紹介率
- ⑩ 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、前条第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項
- ・ ホームページアドレス、電子メールアドレス、QRコード
 - ・ 入院診療計画の提供
 - ・ 診療録その他の診療に関する諸記録の開示手続き等
- ⑪ 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項(検査、手術その他の治療の方法については、医療を受けるものによる医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る)
- a) 検査、手術その他の治療の方法
- ・ 保険診療
診療報酬点数表に規定する療養の実施上認められた手術、処置について広告可能
 - ・ 評価療養及び選定療養
当該医療機関で実施している評価療養、選定療養についてその内容を説

明し、広告することが可能。

- ・ 分娩
「出産」「お産」「帝王切開」及び分娩のための費用、出産育児一時金受領委任払いについて広告可能
- ・ 自由診療
美容等の目的であるため、公的医療保険が適用されない医療の場合、その旨(全額自己負担、保険証は使えません、自由診療等)及び標準的な費用を併記する場合に限って広告可能

b) 提供される医療の内容

- ・ 法令や国の事業による医療給付
- ・ 基準を満たす保険医療機関として届け出た旨
- ・ 往診の実施
- ・ 在宅医療の実施

c) 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であって医療を受けるものによる医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

以下のような広告が可能です。

- ・ 手術の件数
- ・ 分娩の件数
- ・ 患者の平均的な入院日数
- ・ 在宅患者、外来患者又は入院患者の数
- ・ 平均的な在宅患者、外来患者又は入院患者の数
- ・ 平均病床利用率
- ・ セカンドオピニオンの実績
- ・ 患者満足度を実施している旨又は実施結果を提供している旨

d) その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

- ・ 健康保険病院又は健康保険診療所等である旨
- ・ 法令又は国の通達に基づく事業を実施する病院又は診療所である旨(休日夜間救急センター、第二次救急医療機関)
- ・ 従業者の氏名、年齢、性別、医療機関の役職、略歴(略歴は生年月日、出身校、学位、免許取得日、勤務実績について一連の履歴を総合的に記載したもの)
- ・ 健康診査の実施(保険者からの委託に基づく健康診断を含め、公的な健康診査としても実施されているもの)
- ・ 保健指導又は健康相談の実施

- ・ 予防接種の実施
- ・ 治験の実施(対象疾患名は広告してよいが治験薬名は広告できない)
- ・ 医療機関と同一敷地内にある介護老人保健施設等の介護保険サービス事業所の名称及び提供される介護サービス
- ・ 受診の便宜を図るためのサービス
 - (例) 使用できるクレジットカードの種類、費用の内訳の明細、貸しテレビ、インターネット接続、手話、点字、外国語、施設内にある売店、花屋、喫茶店の種類及び名称、駐車場設備、送迎サービス、携帯電話の使用可能な場所、時間帯、通訳の配置等
- ・ 開設者の氏名、略歴
- ・ 外部監査を受けている旨
- ・ (財)日本医療機能評価機構が行う医療機能評価結果
- ・ (財)日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関への登録
- ・ 都道府県知事の定める事項

B) 禁止されている広告について

① 広告が可能とされていない事項の広告

- ・ 専門外来
標榜診療科名と誤認を与える事項であり、広告可能な事項ではない。ただし保険診療や健康検診等の広告可能な範囲であれば、例えば「糖尿病」「花粉症」「乳腺検査」等の特定の治療や検査を外来の患者に実施する旨の広告は可能。
- ・ 死亡率、術後生存率
医療の提供の結果としては、医療機能情報提供制度において報告が義務付けられた事項以外は、対象となった患者の状態等による影響も大きく、適切な選択に資する情報であるとの評価がなされる段階にはないことから、広告可能な事項ではない。
- ・ 未承認医薬品(海外の医薬品や健康食品等)による治療の内容
治療の方法については、広告告示で認められた保険診療で可能なものや薬事法で承認された医薬品による治療等に限定されており、未承認医薬品による治療は広告可能な事項ではない。
- ・ 著名人も当院で治療を受けております
- ・ 優良誤認を与えるおそれがあり、事実であっても広告可能な事項ではない。

② 内容が虚偽にわたる広告(虚偽広告)

患者等に著しく事実と相違する情報を与え、適切な受診機会を喪失したり、不適切な医療を受けるおそれがあることから罰則付きで禁じられています。

(例) 絶対安全な手術です(絶対は医学上ありえない)

厚生労働省の認可した〇〇専門医(専門医は学会が実施するもの)

③ 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告(比較広告)

他の医療機関と自らを比較の対象とし、施設の規模、人員配置、提供する医療の内容について優良である旨を広告することは、医療広告として認められない。

事実であったとしても著しく誤認を与えるおそれがあるため禁止されます。

(例) がんの治療では日本有数の実績を有する病院です。

当院は県内一の医師数を誇ります

本グループは全国展開し、最高の医療を国民に提供しています

④ 誇大な広告(誇大広告)

必ずしも虚偽ではないが、事実を不当に誇張して表現していたり、人を誤認させる広告は医療広告として認められない

(例) 知事の許可を取得した病院です(病院の許可は法における義務)

⑤ 客観的事実であることを証明することができない内容の広告

患者や医療従事者の主観によるものや、患者等から質問がなされた場合にその内容が事実であることを証明できない広告は認められません。

(例) 患者の体験談の紹介(記述内容が患者の主観によるもの)

理想的な医療提供環境です(理想的であるかは客観的な証明はできない)

比較的安全な手術です(何と比較して安全なのか不明)

伝聞や科学的根拠に乏しい情報の引用

⑥ 公序良俗に反する内容の広告

わいせつ若しくは残虐な図画や映像又は差別を助長する表現等を使用した広告は医療広告として認められない。

⑦ その他

品位を損ねる内容の広告は医療広告として認められない。

(例) 今なら〇円キャンペーン実施中!

C) 助産師の広告も同様に定められた事項以外は表示できないことになっています。

D) あんま業、マッサージ業、指圧業、はり業、灸業、柔道整復師またはこれらの施術所の広告は、免許があり実態が確実なものに限り掲載します。広告内容も法律によって表示できる事項が規制されており、許容事項以外の表示はできません。

法律で決められていて広告できる事項は以下の通りです。

① 施術者であること及び施術者の氏名、住所

② 業務の種類、例えばあんま、指圧、はり、柔道整復師などの表示

③ 施術者の名称、電話番号と所在、場所を表示する事項

④ 施術日または施術時間

⑤ その他厚生労働大臣が指定する事項

次の事項は違反になりますので注意してください。

- ・ 施術者の技能や方法、経歴などの表示、またそれらを類推させる表現
 - ・ 中国針、耳針、耳針瘦身法、東洋医学〇〇、〇〇医院などの表示
 - ・ 保健所に届け出た名称以外のものの表示
- E) カイロプラクティック、温熱療法、電気、光線、刺激などの療術広告は医療関連法令の適用を受けないことになっていますが、これらの療術は医療行為ではありませんので、病院、医院、診療所またはあんま、マッサージ、はり、灸、柔道整復師の広告にはこれらの療術名、技能、方法や経歴などの表示はできないことになっています。
- F) 動物病院（ペット診療）や獣医師の広告は、法令によりその業務に関しては学位、称号、または専門科目のほかはその技能、療法または経歴に関する事項を表示してはならないことになっています。「フィラリア摘出」「各種予防注射」「ジステンパー予防」「帝王切開」「各種臨床検査」「X線（レントゲン）検査」「心電図検査」「避妊手術」などの表示はできません。
- G) コンタクトレンズは医療用具ですので、必ず眼科医の診察を受け、医師の処方箋によって求められる旨を明記してください。通信販売による掲載は不可。
（関連法規：医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、獣医師法ほか）

17. 医薬品、化粧品等に関する広告

病院、医院、診療所などの医業に関して広告できる事項は、法令（医療法第 6 条の 5）医薬品、化粧品、医療器具、医薬部外品（ベビーパウダー、入浴剤、殺虫剤、染色剤、歯磨きなど）の広告は、その効能・効果の表現については厚労省が定めた「医薬品等適正広告基準」に従って表示してください。

次の事項のものは表示できません。

- ① 効能効果、安全性などについて、承認を受けた効能効果の範囲を超える表現はできません。
- ② 効き目抜群などの最大級の表現や強調した言葉、安全性を保証するような表現または副作用を否定したもの。
- ③ 医師などの処方によって使用するいわゆる医家向けの医薬品を、具体的に商品名を挙げての広告はできません。
- ④ 医師の指導・治療を受けなければ治らない病気を、医薬品などのみで治るような表現はできません。
- ⑤ 使用上の注意がある場合はその旨を広告中に表示しなければなりません。
- ⑥ 不快感や不安・恐怖を与える表現。

- ⑦ 適量消費、乱用を促すおそれのある表現。
- ⑧ 医者などの専門家の推薦・保証や官公庁、学校、団体などが公認・推薦したり使用したりしている旨の表現(ただし公衆衛生の維持推薦を目的に、市町村がネズミや害虫の駆除のため特定の殺虫剤などの使用を推薦する場合は、特例として認められています)
- ⑨ 品質、効能効果、安全性などについて他社の製品を誹謗するもの。
- ⑩ 化粧品で薬効を意味する表現。
- ⑪ 堕胎を暗示したり、わいせつ文書や写真などによる表現はできません。
- ⑫ 医療用具の広告は、厚生労働省の承認番号(単に承認番号のみ)を表現してください。
- ⑬ 薬局、薬店が医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具などの広告を行う場合は、上記①～③の項目に準じて表示してください。

次の事項のものは表示できません。

- ① 大廉売、特価セールなど過量消費や乱用助長促すおそれのあるもの(医薬品は二重価格や割引率の表示が禁止されています)
- ② 医薬品については化粧品的または食用品的用法を表現したり、医療用具について美容器具的または健康器具的用法を強調して消費者の安易な使用を助長するようなもの。
- ③ 要指示医療品、毒薬、劇薬の広告。
- ④ 医薬品と化粧品・健康美容食品が広告の中で混然一体となっているもの。
(関連法規:薬事法、医療品等適正広告基準、化粧品の表示に関する公正競争規約施行規則)

資料

化粧品が表示できる効能・効果の範囲

- ・頭皮、毛髪を清浄にする
- ・香により毛髪、頭皮の不快臭を抑える
- ・頭皮、毛髪を健やかに保つ
- ・毛髪にはり、こしを与える
- ・頭皮、毛髪に潤いを与える
- ・頭皮、毛髪の潤いを保つ
- ・毛髪をしなやかにする
- ・クシ通りをよくする
- ・毛髪のツヤを保つ
- ・毛髪にツヤを与える
- ・フケ、カユミが取れる
- ・フケ、カユミを抑える
- ・毛髪の水分、脂分を補い保つ
- ・烈毛、切れ毛、枝毛を防ぐ
- ・頭髪を整え、保持する
- ・毛髪の帯電を防止する
- ・(汚れを落とすことにより)皮膚を清浄にする
- ・(洗浄により)ニキビ、あせもを防ぐ(洗顔料)
- ・肌を整える
- ・肌のキメを整える
- ・皮膚を健やかに保つ
- ・肌荒れを防ぐ
- ・肌をひきしめる
- ・皮膚に潤いを与える
- ・皮膚の水分、油分を補い保つ
- ・皮膚の柔軟性を保つ
- ・皮膚を保護する
- ・皮膚の乾燥を防ぐ
- ・肌をやわらげる
- ・肌にはりを与える
- ・肌にツヤを与える
- ・肌を滑らかにする
- ・ひげをそりやすくする
- ・ひげそり後の肌を整える
- ・あせもを防ぐ
- ・日焼けを防ぐ
- ・日焼けによるシミ、ソバカスを防ぐ
- ・芳香を与える
- ・つめを保護する
- ・つめを健やかに保つ
- ・つめに潤いを与える
- ・口唇の荒れを防ぐ
- ・口唇のキメを整える
- ・口唇に潤いを与える
- ・口唇を健やかに保つ
- ・口唇を保護する。口唇の乾燥を防ぐ
- ・口唇の乾燥によるかさつきを防ぐ
- ・口唇を滑らかにする
- ・虫歯を防ぐ
- ・歯を白くする
- ・歯垢を除去する
- ・口中を浄化する
- ・口臭を防ぐ
- ・歯のやにをとる
- ・歯石の沈着を防ぐ

18. 健康食品、美容食品等に関する広告

A) 健康食品などの広告は健康な人が通常の生活において「栄養補給」「健康維持」などの表現にとどめ、成分本質、効能効果、形状及び用法容量が医薬品を思わせるような表現や、虚偽、誇大な表現はできません。

次のような表現のものは医薬品的効能効果とみなされるので掲載できません。

- ① 疾病の治療、予防を目的としたもの。
- ② 医薬品であるかのように暗示するもの
 - ・ 名称等で暗示するもの
例: 延命の薬〇〇、漢方秘伝〇〇、不老長寿
 - ・ 含有成分で暗示するもの
例: 体質改善、健胃整腸で知られる〇〇を原料として
 - ・ 製法の説明で暗示するもの
例: 深い高原に自生する植物〇〇を原料として独特の製造法による
 - ・ 起源、由来等の説明で暗示するもの
例: 〇〇年の伝統を継承し、昔からの漢方処方を守り続け
 - ・ 新聞や雑誌等の記事、医師等の学説などで暗示するもの
例: 医学博士〇〇の説によると
 - ・ 形状が医薬品的剤型のもの
例: アンプル剤、ソフトカプセル、錠剤
 - ・ 用法や容量が医薬品的なもの
例: 1日 2～3回、1日 2～3粒、毎食後
* 「1回につき 2～3粒を目安で」などの表現は可。

B) 保険機能食品

保健機能食品には特定保健用食品と栄養機能食品があります。特定保健用食品は厚労省によって許可され、認められた範囲内で健康保持・増進効果などをうたうことができます。栄養機能食品はビタミンやカルシウムなど、体に良いといわれる特定の栄養成分が一定量以上含まれる食品のことで、栄養素の機能に限って表示できます。

例: (・・・が気になる方へ) など疾病の改善を暗示する広告表示は可能

C) ダイエット健康食品の広告

ダイエット健康食品の広告は人体に対する作用によって痩せることであり、医薬品的な効能効果にあたるため次の項目のいずれかに該当する表示するものは掲載できません。

- ① 体内に蓄積された脂肪等の分解や排出
- ② 体内の組織や細胞等の機能活性化
- ③ 宿便の排出、整腸

④ 体質改善

⑤ 不当表示に当たる表現

- ・ 通常の食品と認識されているにもかかわらず痩身効果を表示するもの。
- ・ 低カロリーであるため、体内に吸収されるカロリーが減少することで痩せると称すること。
- ・ 医学、薬学、栄養学上その食品に痩せる効果がないことが明らかなのに痩せる効果を表示すること。
- ・ その食品を摂取しても、実際に減食、運動を伴わなければ痩せないにもかかわらず「飲むだけで痩せる」「就寝中に痩せる」「今までの食事をしながら誰でも痩せられる」「運動不用」など食品摂取だけで痩せられるような表示は全て不当表示になります。

D) 健康食品会社の書籍広告

出版広告は原則として書店で販売されている書籍及び雑誌を対象としており、書店では販売されていない書籍において、明らかに物品及びサービスの購入を誘引する目的で発行されているいわゆる「バイブル本」と思われる書籍広告は掲載できません。

資料:健康食品等の表示違反事例

◇**食品衛生法違反**

- ・邦文表示が全くない
- ・製造者住所氏名の表示が全くない
- ・輸入者住所の表示が全くない

◇**薬事法違反**

- ・体内の不要な老廃物を排出
- ・便秘をなくし余計な脂肪と老廃物を排出
- ・血中の脂質を減らす効果を持っている
- ・短期間で血糖値が低下
- ・抗ヒスタミン作用と抗アレルギー作用を持つ
- ・糖吸収を制御し、血糖降下を促進
- ・タバコのニコチンを解毒させる作用
- ・足のむくみやセルライトでお悩みの方へ
- ・良質なホルモンバランスを促進する成分
- ・利尿作用でセルライトを解消
- ・血行を整えむくみを緩和
- ・血糖値・糖質が気になる方へ
- ・赤ちゃんの持つⅢ型コラーゲンに着目
- ・肌に潤いを与え白い美肌作りへと導く
- ・お腹の痛みなしに自然なお通じを促す
- ・お通じが不規則で便秘がちな方
- ・肌荒れ・ニキビが気になる方
- ・老廃物排出で自然治癒力を高める
- ・脂肪溶解効果、腸内洗浄効果
- ・血栓を溶かし血液をサラサラにする作用
- ・整腸作用を発揮したり血圧を下げたり
- ・やさしくお通じの悩み解消
- ・肥満患者の治療にも使われている成分
- ・体験談「頑固だった便秘がすっかり解消」
- ・血糖と脂質を有効的に調節
- ・滋養強壮・精力増強に適した食品
- ・活性酸素を除去し血行障害を解消
- ・老化、更年期障害が気になる方
- ・慢性疲労、精力減退でお悩みの方

◇**景品表示法違反**

- ・最高の〇〇(原材料名など)
- ・本場中国で売上No.1(事実反する場合)
- ・高い脂肪分解率、便秘解消の効果
- ・肥満の解消に最適な漢方茶
- ・肥満を一気に解消
- ・食べた脂肪もスピード吸着&排出
- ・1包で余分なカロリーを排出
- ・日本初の特許取得痩身用食品成分配合
- ・美肌作りのNo.1食品
- ・〇〇の強烈な威力!飲むだけで...
- ・誰もが体験する驚異的效果
- ・世界最古の実践医学に基づく最高峰効力
- ・世界中の愛用者が証明する確実な効果
- ・世界で類を見ない高い成功率
- ・厚生労働省へ健康食品として届出済み
- ・日本は健康補助食品として指定
- ・医療現場使用No.1の商品

◇**健康増進法違反**

- ・栄養成分表示はあるが栄養表示がない
- ・栄養表示の単位が基準に従っていない
- ・栄養表示の順番が基準に従っていない
- ・栄養表示の表示項目に不足がある
- ・栄養表示に「炭水化物」の表示がない
- ・栄養成分とそうでないものが混在して表示

◇**JAS法違反**

- ・表示基準に定められた一括表示がない
- ・定められた一括表示と表示順が異なる
- ・定められた一括表示の一部が欠如
(保存方法や賞味期限等)
- ・商品名を一括表示の中に記載している
- ・内容量表示の方法が間違っている
(総量なのか1包なのか)
(「約」を用いて概量が表示されている)

19. エステティックに関する広告

- A) 美顔、痩身、脱毛、シミ、小じわとり等のいわゆるエステ広告は、関係諸法規に違反するおそれのあるものは掲載できません。
- ① 病院または診療所と間際らしい名称
 - ② 医療行為とみなされる行為
(例 1:レーザー脱毛/医療用であるか否かを問わず永久脱毛行為の手段としてレーザー光線や高周波を使用するもの)
(例 2:アートメイク/眉毛やアイラインのメイクに針を使用するもの)
 - ③ (例 3:ケミカルピーリング/化学薬品を皮膚に塗布してしみ、しわなどを表皮はくり等を行う行為)
- B) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師でなければ行えない行為は禁止されています。(耳針法による痩身法等)
- C) 医療行為と誤認させるような表記はできません。
(例:治療、療法、医療、指圧、はり、きゆう等)
- D) 不当表示
- ① 断定的な表現や確実に効能効果が得られると誤認される表示はできません。
痩身効果について次のような表示はできませんのでご注意ください。
 - ・ 全身をパラフィンで密封、発汗作用により○日で○kg減量可能
 - ・ 寝たままのトレーニングでスリムなプロポーション作り
 - ・ 二度と太らない体質改善、太らない体質作り
 - ・ 食事制限をすることなく体重を落とす
 - ・ 運動をしなくても低周波刺激によって脂肪を燃焼させ痩せます
 - ・ 実行前と実行後の比較対照写真で確実に効果が得られるような表示
 - ・ 通常ありえないような短期間で急激な痩身が可能であるかの表示
 - ・ 体験例で架空の体験例や都合の良い部分のみを強調して掲載
 - ・ 痩せたいところを細くする「部分痩身」
 - ② 脱毛行為で「永久脱毛」の表示
 - ③ 取引条件について、次のような事項
 - ・ 実際の料金を著しく安く見せかけるために、根拠のない数字を実際の料金に比較対照して記載した二重価格
 - ・ かなりの回数にわたるサービスの提供の一括契約しか行われていないにもかかわらず、あたかも 1 回ごとに美容サービスの取引が行われているかのような表示。
 - ・ 「モニター半額」などの、あたかもモニターになれば通常の顧客よりも著しく安い料金で美容サービスの提供が受けられるかのような表示。

- ・実態と異なる「無料体験痩身」「美顔コース」「先着 50 名様」のような表示。
(関連法規:医師法、医療法、美容師法、不当景品類及び不当表示防止法ほか)

20. 展示販売に関する広告

- A) ある会場を数日間借りて行う展示販売の広告は、展示販売を行う業者の名称、本拠地(本店)の所在地、電話番号を必ず明示してください。
- B) 架空の名称、所在地を使用したものは掲載できません。
 - ① 有名会社や老舗の名前と紛らわしい名称を使用したもの。
 - ② 一業者のものを業者団体が主催しているかのような印象を与えるもの
(〇〇連合会、全日本〇〇展示会など)
 - ③ 展示会場を支店、支社などと表示したもの。
- C) 広告に会場で販売する商品とは別のもっと優秀な商品の写真を使用したり、文章で表現することはできません。商品の一部に使用されている材料がすべてに使われているかのように表現することも不当表示になります。
- D) 安売り表示で、虚偽の二重価格表示や架空の安売り表示などのものは掲載できません。
- E) 「産地直売」「産地一括仕入れ」とか「職人直売」「窯元直売」などの表現や、有名作家の表示などは事実と反して使用することはできません。
(関連法規:不当景品及び不当表示防止法、不当競争防止法ほか)

21. 旅行に関する広告

- A) 旅行の募集広告は、旅行業法に基づき次の事項を表示してください。なお、外国旅行を斡旋するものは国土交通大臣、国内旅行の場合は県知事の登録が必要です。
(旅行業法)
 - ① 主催旅行業者の名称、住所、登録番号
 - ② 旅行の発着地、目的地、出発日、期間
 - ③ 運送機関、宿泊施設、食事回数
 - ④ 旅行費用(オプションツアーが入る場合は別途料金が必要な旨)
 - ⑤ 添乗員同行の有無
 - ⑥ 取引条件の説明を行う旨(「説明会を開催します」「詳しくはパンフレットをご覧ください」などと表示する場合は除く)
 - ⑦ 最少催行人数
 - ⑧ 所属する旅行業改名、又はそのマーク
- B) 企業や商店会などが旅行代金の一部を負担して行う「優待旅行」の表示をする場

合は、次の事項を必ず明示してください。(旅行会社が「優待」をうたうことは一切できません)

- ① 優待を行う第三者の名称
 - ② 正規の旅行業者が実施する主催旅行に優待するものである旨並びに当該旅行業者の名称、住所、登録番号
 - ③ 当該旅行業者の定めた旅行代金の額
 - ④ 当該旅行業者による負担実額
 - ⑤ 上記①の主催旅行の必要表示事項
- C) 「招待旅行」の場合は、旅行の目的地や期間、実施時期、招待者数、招待者への通知方法などを表示してください。
- D) 「優待旅行」と「招待旅行」の場合は、景品類の提供に当たるため「景品類の提供に関する広告」の基準に従ってください。
- E) 留学斡旋業による海外留学ツアーや結婚式場によるハネムーンツアー、交流ツアーなど旅行と特別なイベントを組み合わせた企画旅行の広告は、旅行手配はあくまでも正規の旅行業者が行う旨を明示しなければなりません。募集広告の表示は、原則として次の例のいずれかに従ってください。

例① 主催者を旅行業者のみとし、費用も全額を旅行業者に支払う。

- ◇ 共同企画＝イベント業者、旅行業者
- ◇ 主 催＝旅行業者
- ◇ 費 用＝全費用を表示

例② 費用、責任をイベント部分と旅行部分に分けて表示する

- ◇ イベント主催＝イベント業者
- ◇ 旅 行 主 催＝旅行業者
- ◇ 費 用＝イベント参加費用と旅行費用を分離表示

例③ 旅行部分を含まない企画にする

- ◇ 主 催＝イベント事業者
- ◇ 費 用＝イベント参加費用のみ表示

旅行についての表示例:「イベント参加者は〇〇旅行社主催の〇〇ツアー(〇〇円)に参加できます(別途申し込んで頂きます)

(関連法規:旅行業法、同施行規則、同施行要領ほか)

22. 意見、謝罪、係争、告知等に関する広告

- A) 個人又は団体が自己の政策・見解など主義主張を述べを目的とした意見広告は、広告主がその内容に責任を持ち得る個人または団体のものに限りま。
- B) 掲載申し込みの際は、出稿者の氏名、代表責任者名、住所、電話番号を記入した

広告掲載申込書に広告主が捺印の上、事前に原稿を提出してください。本社で審査の結果、妥当と認めない表現については訂正及び削除を求める場合があります。

- C) 広告中には広告主名、代表者名、連絡先、電話番号を明示してください。
- D) 次の事項に該当するものは掲載できません。
 - ① 名誉棄損、プライバシーの侵害差別となるおそれのあるもの
 - ② 内容が虚偽または事実誤認に基づくもの
 - ③ 業務妨害、信用棄損となるもの
 - ④ 社会秩序や風紀を乱す恐れのあるもの
 - ⑤ 他人の名義や架空の名称を使用したもの
 - ⑥ 目的が明確でないもの
 - ⑦ 紙面の品位を損なう恐れのあるもの
 - ⑧ 係争中、または将来係争に発展する恐れのあるもので争点に関する事柄にふれる内容のものは掲載できません。(ただし客観的な事実の表現にとどまり相手を誹謗、中傷しない過激な表現や不確実な主張をしないもので、公共性、社会性が高いと本社が判断するものに限り掲載する場合があります)
- E) 謝罪、釈明などの広告は、本人の捺印のある広告掲載申し込みと当事者の掲載依頼書または承諾書を提出してください。
- F) 意見広告は広告文中に「意見広告」である旨を13級以上の文字、枠囲みの表示をすること。
- G) 催事などの告知広告は、広告主名、所在地、電話番号などを明示してください。正規の団体名や会社名などを使わず、通称などの別の名刺を使用する場合「〇〇実行委員会」「〇〇の会」などは、責任者名と連絡先を必ず表示してください。
(関連法規:刑法ほか)

23. 宗教等に関する広告

- A) 宗教団体の広告は、教勢の拡大を目的としたものや布教のためのもの、寄付金集めを目的としたものは掲載できません。
- B) 迷信に類するものや、現世利益を強調するものなど(「ガンが治る」「万病を治す」など)明らかに非科学的なものは掲載できません。
- C) 易断、催眠術などの広告は、告知及び書籍広告に限り掲載します。非科学的で医業類似を暗示するものは掲載できません。また実態があいまいなもので、人を惑わす恐れのあるもの、誇大な表示、不安、恐怖感を与える恐れのあるもの、通信によるもの、加持祈祷など迷信に類するものは掲載できません。

24. 選挙等に関する広告

- A) 選挙の候補者広告及び政党、その他の政治団体が行う広告は私費、公費を問わず公職選挙法、政治資金規正法など関連法規を順守するものに限り掲載します。法定回数を超える訂正広告や再掲載はできません。
- B) 政党、政治団体、確認団体は次のいずれかにあてはまるものをいいます。
(政治資金規正法)
- ① 政党とは次のいずれかにあてはまるものをいいます。
 - a) 衆議院議員または参議院議員を5人以上有するもの。
 - b) 前回の衆議院議員総選挙、前回または前々回の衆議院議員通常選挙のいずれかで全国を通じた得票率が2%以上であるもの。
 - ② 政治団体とは次のいずれかにあてはまるものをいいます。
 - a) 政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、またはこれに反対することを本来の目的とする団体。
 - b) 特定の公職の立候補者を推薦し、支持し、またはこれに反対することを本来の目的とする団体。
 - ③ 確認団体とは次にあげるもので確認書の交付を受けたものをいいます。
(公職選挙法201条)
 - a) 参議院通常選挙では、名簿届出政党または全国を通じて10人以上の候補者を有する政党、またはその他の政治団体。
 - b) 参議院再・補欠選で再選挙または補欠選挙が行われる地域で、1人以上の候補者を有する政党またはその他の政治団体。
 - c) 都道府県及び政令指定都市議会選では当該選挙の行われる地域において3人以上の候補者を有する政党、その他の団体。
 - d) 都道府県知事及び市、特別区長選では候補者又は支援候補者を有する政党、その他の政治団体。
- C) 衆議院における総選挙・参議院における通常選挙の議員選出選挙の候補者広告は次の通りです。

選挙の種類	回数	費用負担
衆議院小選挙区	5回	公費
参議院小選挙区	5回	公費

- ① 掲載:朝刊に限ります。案内面(全広面)に限りモノクロのみでカラーは不可
- ② 1回あたりの寸法:横9.6 cm×縦2段組以内。長方形に限る
- ③ 掲載の期間:立候補をした日から投票日の前日まで、または法定選挙運動

期間中に限ります。

- ④ 必要提出書類:その選挙区における選挙長が交付する掲載1回につき1枚の「新聞広告掲載証明書」が必要です。
- ⑤ 内容など:基本的には候補者の選挙に関するものであればどんな表示でもできます。ただし衆議院小選挙区候補者広告の内容は次の通りです。
 - a) 候補者広告に他の選挙区の候補者の選挙運動にふれる表現はできません。
 - b) 政党届出候補者の当該比例区選挙の重複立候補者である旨の表示はできます。
 - c) 無所属の候補者広告に「比例は〇〇政党へ」の表示はできません。
 - d) 候補者広告はそれぞれ独立した表現、体裁であれば同一候補者の広告は同一日、同一紙面で2以上掲載できます。2以上掲載であれば回数は2回です。
 - e) 本社が掲載できると判断したものに限ります。

D) 衆議院小選挙区選出議員・候補者届出政党広告

衆議院選挙において、候補者届出政党が選挙運動期間中、都道府県単位で選挙に関して行うものに限り掲載します。

- ① 広告主の条件 : 候補者届出政党に限ります
- ② 掲 載 : 記事下、モノクロ広告に限ります
- ③ 費用負担 : 国庫負担
- ④ 広告の寸法 : 回数

届出候補者数	スペース(合計段数)	合計回数(1回2段 1/4)
1～5 人	全 4 段以上	8 回以上
6～10 人	全 8 段以上	16 回以上
11～15 人	全 12 段以上	24 回以上
16 人以上	全 16 段以上	32 回以上

- ⑤ 1 回当たり寸法は、横 9.6 cm×2 段組の整倍数(最小スペースは 2 段 1/4 か 1 段 1/2)で前 15 段を超えないもの。形態は長方形に限ります。
- ⑥ 必要表示事項 : 「衆議院小選挙区沖縄県」の表示が必要です。
- ⑦ 必要提出書類 : その選挙区における選挙長が交付する「新聞広告掲載証明書」を横 9.6 cm×縦 1 段組の寸法ごとに 1 枚必要で、1 回につき最低 2 枚必要です。
- ⑧ 広告の内容など : 届出候補者に関する氏名、略歴などの表示ができますが、当該政党の所属候補者の表示はできません。重複立候補している

者に関して、重複している旨とその選挙区、経歴などを合わせて表示できます。また広告の内容等は本社が掲載できると判断したものに限り、掲載します。

E) 衆議院比例代表選出議員・名簿届出政党広告

比例代表選出議員名簿届出政党は衆議院名簿届出政党が選挙運動の期間中、比例代表区単位の選挙に関して行うものに限り掲載します。

- ① 名簿届出政党に限ります。
- ② 朝刊に限り、カラー刷りはできません。
原則として記事下
- ③ 費用負担は国庫負担。しかしその比例代表における得票総数が有効投票総数の100分の2以上である場合に限られ、達しない場合は名簿届出政党の負担(私費)となります。
- ④ 広告の寸法・回数

衆議院名簿登録者数	スペース(合計段数)	合計回数(1回 2段 1/4)
1～10人	全8段以上	16回以上
11～20人	全16段以上	32回以上
21～30人	全24段以上	48回以上
31人以上	全32段以上	64回以上

* 衆議院比例代表再選挙に限り、寸法、回数とも1/2となります。

- ⑤ 1回当たり寸法は、横9.6cm×縦1段組の整倍数で横38.2センチ、縦15段を超えないもので、形態は長方形に限ります。
- ⑥ 必要表示事項：「〇〇政党比例沖縄選挙区新聞広告」と表示。
- ⑦ 掲載の期間：立候補をした日から投票日の前日まで、または法定選挙運動期間中に限ります。
- ⑧ 必要提出書類：その選挙区における選挙長が交付する「新聞広告掲載証明書」を横9.6cm、縦1段組の寸法ごとに1枚必要で、1回につき最低2枚必要です。
- ⑨ 広告の内容等：名簿届出候補者が重複立候補している場合はその旨、その小選挙区や経歴の表示はできません。他の比例代表者名簿届出政党等の名簿登録者の表示はできません。

F) 参議院比例代表選出議員・名簿届出政党広告

比例代表選出議員、名簿届出政党広告は参議院選挙に関して行うものに限り掲載します。

- ① 広告主の条件：参議院名簿届出政党に限ります。
- ② 掲載：朝刊とし原則的に記事下、モノクロに限る。

③ 費用負担：国庫負担。しかし国庫負担は総得票数が有効投票総数の100分の1以上である場合に限られ、達しないと参議院名簿届出政党の私費による負担となります。

④ 広告の寸法・回数

参議院名簿登録者数	スペース(合計段数)	合計回数(1回2段1/4)
1～8人	全8段以上	16回以上
9～16人	全16段以上	32回以上
17～24人	全24段以上	48回以上
25人以上	全32段以上	64回以上

*参議院比例代表再選挙に限り、寸法、回数とも1/2となります。

a) 1回あたりのスペースは、横9.6cm×縦1段組の整倍数(最小スペースは2段×1/4か1段1/2)で全15段を超えないもの。形態は長方形に限ります。

b) 同一候補者の広告を二つ以上併載する場合は、それぞれ独立した体裁、表現のものでなければなりません。

c) 同一政党の候補者広告を2枠以上掲載する場合でも政党スローガンをまたがって表示することはできません。

⑤ 1回あたりの寸法：横9.6cm×縦1段組の2以上の整倍数で横38.2cm、縦15段組を超えないもので長方形に限ります。

⑥ 必要表示事項：その選挙区における参議院比例代表選出議員の選挙に関する広告であること。

⑦ 掲載の期間：立候補をした日から投票日の前日まで、または法定選挙運動期間中に限ります。

⑧ 必要提出書類：その選挙区における選挙長が交付する「新聞広告掲載証明書」を横9.6cm、縦1段組の寸法ごとに1枚必要で、1回につき最低2枚必要です。

G) 法定政策広告

法定政策広告は、政治団体として確認書の交付を受けた政党または政治団体が選挙運動期間中、政策の普及、宣伝および演説会の告知のために行うものだけに限り掲載します。政策については、選挙運動に関する事項を表示するものは掲載できません。

① 広告主の条件：確認書の交付を受けた政党または政治団体に限る。

② 掲載：朝刊、記事下を原則とし、モノクロに限ります。

③ 費用負担：国庫負担

- ④ 回数：新聞広告合計で4回以内。
- ⑤ 1回あたりの寸法：全3段以内。
- ⑥ 掲載の期間：立候補をした日から投票日の前日まで、または法定選挙運動期間中に限ります。
- ⑦ 必要提出書類：総務大臣が交付する掲載1回につき1枚必要の「政党広告掲載証明書」
- ⑧ 内容など：本社が掲載できると判断するものに限ります。

H) 都道府県知事選挙・市町村長・自治体議員選挙広告

都道府県知事選・市町村長選・自治体議員選の広告掲載は次の通りです。

- ① 1回あたりの寸法：横 9.6 cm×縦2段組以内
- ② 掲載：朝刊に限ります。案内面(全面広告)に限り、モノクロのみでカラーは使用できません。
- ③ 掲載期間：立候補をした日から投票日の前日まで、または法定選挙運動期間中に限ります。
- ④ 必要提出書類：選挙長が交付する「新聞広告掲載証明書」を掲載1回につき1枚必要とします。
- ⑤ 回数・費用負担は下表の通りです。

選挙の種類	回数	費用負担
知事選挙	4回以内	自治体負担
市町村長、自治体議員選挙	2回以内	候補者の私費負担

I) 私費による政党・政治団体の広告

選挙期間中の私費による政党、政治団体等の広告です。

- ① 広告主の条件：政党その他の政治団体
- ② 掲載：朝刊で記事下を原則とします。カラーは可能です。本社が特に認めたものは夕刊にも掲載します。
- ③ 掲載の期間：原則として自由です。
- ④ 1回あたりの寸法：掲載回数は特に制限はありません。
- ⑤ 必要表示事項：a) 政党広告は本部出稿を原則とする政党名。下部組織から出稿の場合は、下部組織名を政党名と併記すること。
b) 政治団体、確認団体広告は本部出稿を原則とし、団体名、所在地、代表者または責任者名を必ず表示すること。
- ⑥ 内容：主義主張、政策を表示するもので本社が掲載できると判断したものに限ります。政談演説会の告知、選挙運動に直接およぶ表示のものは掲載できません。

J) 選挙期間中の政談演説会等の告知公告

① 選挙期間中の政談演説会告知公告の広告主の条件は下表の通りです。

選挙の種類	広告主の条件
衆議院総選挙	政党、政治団体に限る
参議院通常選挙	確認団体に限る
都道府県知事、市長、特別区長、政令都市議会議員選挙、町村長選挙	特に制限なし

② 掲載及び1回あたりの寸法は特に制限はありません。

③ 回数：同一演説会につき1回

④ 内容：演説会の名称、主催者名、日時、会場、弁士のみが表示に限り、候補者が弁士に含まれるなど、選挙運動に及ぶものは掲載できません。

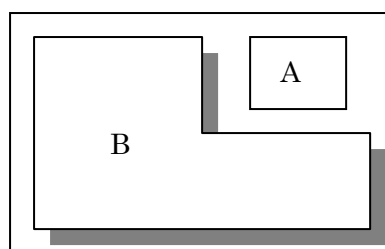
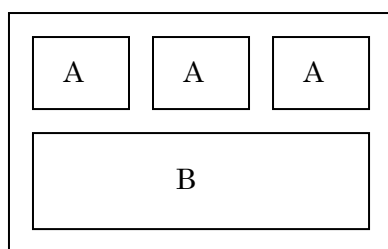
⑤ 掲載の期間：法定選挙運動期間中に限ります。

K) 候補者広告と政党広告の併載

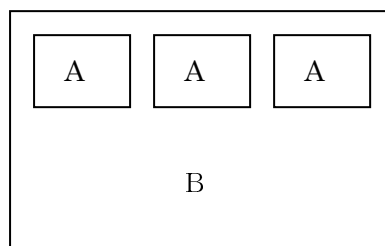
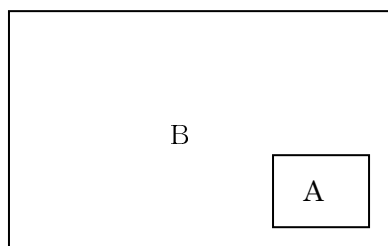
選挙期間中において候補者広告と政党広告を併載する場合は、次のようにそれぞれが独立した広告と政党広告を明確に区分するものに限り掲載します。

① 掲載が認められる例

A=候補者広告 B=政党広告



② 掲載が認められない例



L) その他の選挙に関する事項

- ① 自費、公費を問わず広告の内容は、党の綱領、政策の普及、政談演説会の告知などに限られ、選挙運動とみなされる表現はできません。また他党への挑発的な文言や社会秩序を乱すような表現はできません。
- ② 選挙運動期間中の選挙広告に関係のある広告は、原則として掲載できません。ただし社会通念上妥当と認められるものに限り掲載します。
(例: 候補者の親族である告別式広告など)
- ③ 選挙期間中の広告で、「事前運動」とみなされるものは掲載できません。
- ④ 第三者が候補者について広告するものは掲載できません。
- ⑤ 立候補者辞退の広告は、単なる辞退表明にとどめ、他の候補者に影響を及ぼすような表現はできません。
- ⑥ 当選お礼、落選挨拶の広告は掲載できません。
(関連法規: 公職選挙法、政治資金規正法、衆議院及び参議院の選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規定ほか)

25. 無形財産に関する広告

- A) 次の事項に該当するものは当事者の承諾なしに無断で使用することはできません。
- ① 人の名前、写真、談話など
 - ② 著作権のある著作物(小説、脚本、論文、講演、音楽、舞踊または無言劇、絵画、版画、彫刻その他美術作品、建築の著作物、地図、図画、図表、模型その他の図形の著作物、映画、写真の著作物、コンピュータのソフトプログラムなど)
 - ③ 他人の商標、意匠。未登録の場合でも広く認識された他人の商標商品の容器、包装など同一又は類似するもの。
 《一般名称と誤認して使用されやすい登録商標の例》
 アイスノン(白元)、アートフラワー(飯田深雪)、ウォークマン(ソニー)、カップヌードル(日清食品)、味の素(味の素)、ジープ(三菱自動車)、スコッチテープ(住友スリーエム)、テープレコーダー(ソニー)、ポリバケツ(積水化学)
 《商標権者が一般的な名称として使用を認めているものの例》
 オセロゲーム(ツクダ)、トランポリン(セノー)、パンタロン(互洋)、プラモデル(三ツ星商会)、ポリバス(INAX)
 - ④ 催事物、大会などのマーク、標語、呼称など。
 - ⑤ 公的機関、団体のマークや標語
- B) 新聞記事や新聞紙面を承認なしに、そのまま広告に複製して使用したり、著名記事が無断で引用することはできません。
- C) 赤十字マーク、国際連合旗章は商業目的や商品に使用することが一切禁止されています。

- D) 紙幣、郵便切手の写真、模写などで実物と紛らわしいものは掲載できません。広告に使用する場合は「見本」等の表示をしてください。国土地理院作成の地図は無断で使用できません。使用する場合は事前に許可を受け、広告文中に使用許可番号を明示してください。
- E) 皇室(皇族や菊花紋章なども含む)、王室、元首および国旗などの尊厳を傷つける恐れのあるものは掲載できません。
- (関連法規:民法、著作権法、商標法、意匠法ほか)

26. アマチュア規定に関する広告

- A) アマチュアスポーツ選手の氏名、写真、談話などを広告に使用する場合は、当該競技団体の承認が必要です。特に高校スポーツ選手、高校野球選手ならびに野球関係者(野球部長、監督、一般部員など)の氏名、写真、談話などの使用は特例を除いて禁止されています。また代表校に対する寄付金を募集する広告もできません。広告の懸賞課題に選手を含んだ設問や、予想を立てる賭博的な要素を含む設問はできません。
- B) オリンピックマーク、開催国のオリンピック公式エンブレム(表章)、マスコットキャラクターの使用は、許諾権利者の許可が必要です。
- (関連法規:日本体育協会、スポーツ憲章第2条、競技者規定作成のためのガイドライン、各種競技団体競技者規定、全国高校体育連盟競技者規定第3条、オリンピック規則ほか)

27. 出版に関する広告

出版広告は(単行本、文庫本、雑誌など)は書名、著作者名、定価、出版社名を表示するものとし、次の事項に該当するものは掲載できません。

- ① 社会秩序を乱す恐れのある反社会的、非道徳的なもの(例:残虐、非道、暴力、その他犯罪を肯定し推奨するもの)
- ② 団体、個人を問わず名誉棄損、プライバシーの侵害および信用棄損、業務妨害になるおそれのあるもの
- ③ 虚偽または誤認を与えるおそれのある内容、表現のもの
- ④ 性に関する表現で露骨、興味本位に扱ったもの
- ⑤ 選挙を目的とするなど売名を目的するものと当社が判断したもの
- ⑥ 疾病の治療、根治、その他迷信類など根拠が認められないもの
- ⑦ 刑事事件などに関係した未成年者の氏名、顔写真などを表示するもの
- ⑧ 本紙の紙面の品位を傷つけるおそれがあるなど、当社が掲載できないと判断するもの

(関連法規:不当景品類及び不当表示防止法、刑法、民法、著作権法ほか)

28. 寄付金募集に関する広告

寄付金募集に関する広告は次のものに限り掲載します。

- A) 社会福祉事業のための寄付金募集の広告は、募集区域が募集主体者の所在する都道府県の域内にとどまる場合は、都道府県知事の許可、広域にまたがる場合は厚生労働大臣の許可が必要です。
- B) 国宝、重要文化財の修復などのための寄付金募集広告は、現状変更について文化庁長官などの許可や届出があるもの。
- C) 一般の寄付金募集広告は、地方自治体の条例で許可を必要とする場合は許可があるもの、条例の定めがない場合はその目的など本社が掲載できるものと判断するもの。(実体があいまいなものは掲載できません)

29. 個人情報の保護

広告中で個人情報を取得する際、応募や商品発送以外で個人データを利用する場合は、個人情報保護法 15 条にもとづき、広告中に利用目的を明示する必要があります。明示した目的以外に個人情報の利用はできません。取得した個人データを第三者に提供する場合は、その旨の明示をするほか、本人の同意を得る必要があります。

30. 紙面体裁、用字、用語

- A) 用字、用語
 - ① 原則として常用漢字、現代かなづかいを使用してください。
 - ② 計量単位はメートル法を使用してください。
 - ③ 時間表示は12時間制、若しくは24時間制。正午の表示は「正午」。午後1時までの間は午後零時〇〇分。
- B) 紙面の体裁、品位を損なわないよう広告原稿制作の際には次のことに注意してください
 - ① 黒ベタ(白ヌキ)部分は全7段未満は広告スペースの 50%を越えないもの。全7段以上は広告スペース全体の 30%を越えないものとする。ただし、紙面の品位を損なうと本社が判断したものは掲載できません。
 - ② 文字、イラスト、写真などを逆転、横転させたり、空白部分が異常なもので必然性のないものは掲載できません。
 - ③ 記事体広告は読者に容易に広告と識別できるようにしてください。広告中の目立つところに「広告」または「PR」を必ず表示してください。

31. その他の広告

- A) 映画広告は映倫管理委員会の「映画宣伝広告規定」に準じてください。
- B) 風俗営業などの広告は、法律に違反するおそれのあるもの、または社会の風紀を乱すおそれのあるものは求人広告を含め掲載できません。
- ◇ 本社が掲載できないと判断する形態、業態のもの。
- a) 大人のおもちゃ店、ソープランド、ファッションマッサージ、テレフォンクラブ、デートクラブなど
 - b) ファッションホテル
 - c) 男女の通信、交際、求縁
 - d) ヌードスタジオ、ヌード撮影会
 - e) 青少年や一般家庭の健全な育成を妨げるおそれのあるもの
 - f) 単に好色を売り物にするもの
 - g) 犯罪、暴力などを肯定、美化するもの
 - h) 露骨な性表現、わいせつな内容のもの
- C) 差別表現のある広告
人種、民族、国籍、性、職業、心身のハンディその他で不当に差別したり、侮辱している広告やいわれのない差別的表現のあるものは掲載できません。
- D) 興信所、私立探偵の広告
事前に審査をいたします。会社概要及び案内書を提出してください。法人組織になっているもので、業界の協会などに加盟しているものに限り掲載します。人権やプライバシーの侵害になるような表現はできません。
- E) 古物商を始めるためには都道府県の公安委員会の営業許可が必要です。チケット商も古物商の許可申請が必要です。
- F) 自動車に関する広告
- a) 新車の価格を表示する場合の注意事項
ディーラーの広告では価格を車両本体価格で表示してください。また特別仕様や付属品などをつける場合は、その合計金額を表示し、その内訳として車両本体価格とそれぞれの付属品、特別仕様の名称と価格を表示してください。
また以下の項目も表示するようにしてください。
 - ① 保険料、税金（消費税を除く）、登録料、およびリサイクル料などは価格に含まれていない旨（突出広告等の小スペースは省略可）
 - ② 車名および主な仕様区分（グレード、排気量、ミッションタイプ等車両を特定するために必要な事項）
 - b) 中古車に関する広告は次のことを表示してください。
 - ① 販売価格

- ② 年式
- ③ 排気量
- ④ 車検の有効期限
- ⑤ 走行距離
- ⑥ 修復歴の有無
- ⑦ 中古車である旨。新しいという印象を与えるため「新古車」「旧型新車」などの表示はできません。未使用車は可。
- ⑧ 中古車の二重価格表示はできません

G) 債権取立て、示談引受けなどの広告

弁護士などの資格のない者が報酬を得ることを目的として、交通事故の紛争、金融紛争仲介、離婚調停などを行うことは法で禁止されています。債権取立て、示談引き受けなどに関する広告は掲載できません。

H) 墓地の広告

墓地や納骨堂を営営するには都道府県知事(自治体により市町村長、保健所長に委任)の許可が必要です。また使用者保護の観点から非営利性、永続性の確保が求められるため、許可は地方自治体と宗教法人、公益法人など非営利団体に限定されます。

また墓地の募集は区画された土地や建物の所有権を売買する不動産取引ではなく、焼骨を葬るための場所を将来にわたって使用する権利を与えるものです。募集広告は経営主体者が行うもののほか、霊園関係者が墓石などの販売や工事の受注を目的として寺院と提携契約を結び、募集広告を代行する場合があります。

広告は原則として次の事項を表示してください。

- ① 事業主体・管理者の名称、経営許可番号
- ② 墓地の名称、所在地、電話番号、交通
- ③ 総区画数、販売区画数、1区画当たりの面積
- ④ 永代使用(供養)料、管理費、墓石やカロート(納骨容器)などにかかる代金
- ⑤ 広告有効期限
- ⑥ 宗教、宗派を問わない旨

(関連法規:墓地、埋葬法に関する法律)

I) 墓地改葬の広告

墓地改葬の広告は、改葬実施の2ヶ月前までに2種類以上の日刊新聞に合計3回以上掲載しなければなりません。(広告中に何回目であるかも表示してください)

(関連法規:墓地、埋葬法に関する法律、同施行規則)

J) 琉球新報社の社名、社章、社旗を広告中に使用する場合や、記事、写真などを引用する場合は事前に本社の承諾を得てください。

32. 広告審査関連問い合わせ先一覧

(社)日本新聞協会	03-3591-4401	http://www.pressnet.or.jp/
(社)日本広告審査機構(JARO)	03-3541-2811	http://www.jaro.or.jp/
(財)新聞広告審査協会	03-5288-6201	http://www.narc.or.jp/
公正取引委員会	03-3581-5471	http://www.jftc.go.jp/
沖縄労働局	098-868-4003	http://www.renkyu.net/okirodo/
沖縄総合事務局総務部公正取引室	098-863-2243	http://www.jftc.go.jp/c_okinawa/
ハローワーク那覇	098-866-8609	
沖縄県庁(代表)	098-866-2333	http://www.pref.okinawa.jp/
医務課	098-866-2169	http://www.pref.okinawa.jp/imu_kokuho/
薬務衛生課	098-866-2215	
沖縄県医師会	098-877-0666	http://www.okinawa.med.or.jp/
沖縄県公安委員会	098-862-0110	http://www.police.pref.okinawa.jp/kouan/
沖縄国税事務所	098-867-3101	http://www.nta.go.jp/okinawa/
那覇地方裁判所	098-855-3366	http://www.courts.go.jp/naha/
(財)日本消費者協会	03-5282-5319	http://www1.sphere.ne.jp/jca-home/
全国消費者生活センター		http://www.kokusen.go.jp/map/
沖縄県県民生活課	098-866-2187	http://www.pref.okinawa.jp/seikatsu/
不動産公正取引協議会連合会	03-3261-3811	
沖縄県宅地建物取引業協会	098-861-3402	http://www.oki-takken.or.jp/
旅行業公正取引協議会	03-3592-1641	
(社)自動車公正取引協議会	03-3265-7975	
スポーツ用品公正取引協議会	03-3219-2531	
全国銀行公正取引協議会	03-5252-3721	
(財)日本体育協会	03-3481-2222	http://www.japan-sports.or.jp/
(財)日本高等学校野球連盟	06-6443-4661	http://www.jhbf.or.jp/
(財)沖縄県体育協会	098-857-0017	http://www3.ocn.ne.jp/~oasa/
(社)沖縄県薬剤師会	098-855-8930	http://www.okiyaku.or.jp/
(社)全国資金業協会連合会	03-3452-8171	http://www.zenkinren.or.jp/
(社)沖縄県貸金業協会	098-866-0555	http://www.okikinkyu.jp/
(社)著作権情報センター	03-5353-6921	http://www.cric.or.jp/
日本弁護士連合会	03-3580-9841	http://www.nichibenren.or.jp/
日本証券業協会	03-3667-8451	
(社)全国商品取引所連合会	03-3667-4381	http://www.jfce.or.jp/
(社)日本訪問販売協会	03-3357-6531	http://www.jdsa.or.jp
(社)日本クレジット産業協会	03-3359-0411	http://www.jccia.or.jp/
(社)日本調査業協会	03-3865-8371	http://www.nittyokyo.or.jp/
(財)日本オリンピック委員会	03-3481-2238	http://www.joc.or.jp/
(社)日本通信販売協会	03-5651-1155	http://www.jadma.org/
日本エステティック業協会	03-5501-1801	http://www.esthesite.com/
(社)全日本冠婚葬祭互助協会	03-3433-4415	http://www.zengokyo.or.jp/
日本商品先物取引協会	03-3664-4731	http://www.nisshokyo.or.jp/
日本司法書士会連合会	03-3359-4171	http://www.shiho-shoshi.or.jp/